

総合評価落札方式における留意点について (工事に関するQ&A)

令和8年6月

奈良県 県土マネジメント部
技術管理課

目 次

◆ Q1

「総合評価落札方式」に関する一般的なこと

◆ Q2-1 ~ Q2-23

「技術提案書（事前・事後）」の提出に関すること

◆ Q3-1 ~ Q3-43

「企業の施工実績等」に関すること

◆ Q4-1 ~ Q4-26

「技術提案（事前）」に関すること

「総合評価落札方式」に関する一般的なこと

Q1 そもそも「総合評価落札方式」とは何ですか。

「技術提案書(事前・事後)」の提出に関すること

Q2-1 技術提案書の提出手続きについて教えてください。

Q2-2 技術提案書等提出書(事前・事後)の提出について、会社印は省略できますか。

Q2-3 技術提案書等提出書(事前・事後)の提出日付はいつにすればよいですか。

Q2-4 技術提案書(事前・事後)を電子入札システム上で提出する際は、PDF以外の形式でもよいですか。

Q2-5 技術提案書(事前・事後)の提出に関して、Excelファイル内の各シートを個々にPDF化して提出すべきですか、zipファイル等にひとつに圧縮して提出すべきですか。

Q2-6 技術提案書(事前・事後)の提出について、電子入札システムでの提出には10MBの容量上限があり、添付書類が多くなる案件では全ての書類を提出できません。この場合、郵送又は持参による提出は認められますか。

Q2-7 一括審査方式の工事の技術提案書(事前・事後)において、様式内に記載の「電子入札参加申込書を提出した工事、入札書及び入札金額の内訳書を提出した工事(以下、入札参加という)」以外の工事名・工事番号は削除する必要がありますか。

Q2-8 技術提案書(事前)で、欠格になるのはどのような場合ですか。

Q2-9 技術提案書(事前)の提出について、従来どおり書留郵便で提出してもよろしいですか。

Q2-10 技術提案書(事前)の提出について、誤って令和6年1月9日以前の公告で用いられていた様式(会社名の記入欄があるもの)で提出してしまいました。この場合、従来どおり受理していただけますか。

Q2-11 電子入札システム上で提出する技術提案書(事前)のファイル名に規則や決まりはありますか。

Q2-12 A社とB社が企業合併によりAB社となりました。A社として入札参加申込していた工事について、合併日が技術提案書(事前)を提出する前の日付であった場合、技術提案書(事前)は合併後のAB社の名義で提出すべきですか。

Q2-13 企業・技術者評価型で発注されている工事に参加したいとき、技術提案書(事前)の電子入札システムでの提出はどうすればいいですか。

Q2-14 一括審査方式で発注されている工事に参加したいとき、技術提案書(事前)の電子入札システムでの提出はどうすればいいですか。

Q2-15 一括審査方式の対象工事について、入札に参加する全ての工事に対し同一の技術提案書(事前)を提出することとありますが、「同一の技術提案書(事前)」について具体的に教えてください。

Q2-16	一括審査方式の対象工事について、技術提案書(事後)は落札候補者となった工事に対してのみ作成・提出すればよいですか。また、入札に参加する工事ごとに配置予定技術者を変えたい場合はどうすればよいですか。
Q2-17	技術提案書(事後)で、失格になるのはどのような場合ですか。
Q2-18	技術提案書(事後)の内容について、収受前に審査してもらえますか。
Q2-19	技術提案書(事後)を持参にて提出する際、技術管理課で収受印を押印していますが、収受印が押印されたということは、提出書類の内容に問題が無いと判断されたと考えてよろしいですか。
Q2-20	技術提案書(事後)が収受された後は、様式の差し替えや添付資料の追加は認めてもらえますか。
Q2-21	技術提案書(事後)を持参にて提出し収受された後、申告内容に誤りを発見しました。公告で示されている期限までは電子入札システムで提出が可能なのですが、提出し直してもいいですか。
Q2-22	電子入札システム上で申告する配置予定技術者等の氏名について、複数名を申告していいですか。また、専任補助者が必要な配置予定技術者等と不要な配置予定技術者等を混在させてもいいですか。
Q2-23	入札時に電子入札システム上で配置予定技術者の氏名を入力することに関して、失格となるのはどのような場合ですか。

「企業の施工実績等」に関すること

Q3-1	「企業の施工実績等」の自己申告評価点を入札時に電子入札システムで提出する意図はなんですか。
Q3-2	入札時に電子入札システム上で入力する「企業の施工実績等」の自己申告評価点について、誤って実際の値よりも高い値を入力し、落札候補者となりました。技術提案書(事後)の提出に際し、不正な入札として失格になりますか。
Q3-3	「企業の施工実績等」の自己申告評価点が0点を下回る場合、電子入札システムでの入力はどうすればいいですか。
Q3-4	「企業の施工実績等」について、事後審査化に伴い技術提案書の提出が事前と事後に分かれましたが、技術提案書(事前)の提出時に「企業の施工実績等」に係る全ての様式及びその根拠資料を添付することで、落札候補者となった場合にも技術管理課に提出したことにならないですか。
Q3-5	会社の商号又は名称が変更となった場合、企業の施工実績等はどのようになりますか。
Q3-6	様式9(工事成績評定点)の提出について、具体的に教えてください。
Q3-7	様式9(工事成績評定点)で申告する工事成績評定点について、提出時に抜けや誤りは指摘してもらえますか。
Q3-8	様式9(工事成績評定点)で、評価の対象となる工事について、具体的にどのような工事が「一般土木工事等」に該当するのか明記されておらず分かりにくいです。なぜこのような記載なのですか。
Q3-9	様式9(工事成績評定点)で、評価の対象となる工事の対象金額がわかりにくいです。
Q3-10	様式9(工事成績評定点)の添付資料がありません。どうすればよいですか。

Q3-11	A社とB社が企業合併によりAB社となりました。A社、B社ともに様式9(工事成績評定点)の提出は初めて落札候補者となった際それぞれ済ませていますが、AB社として初めて落札候補者となった際には様式9を再提出する必要がありますか。
Q3-12	様式10(工事表彰)の提出について、具体的に教えてください。
Q3-13	当該年度に表彰(奈良県県土マネジメント部、近畿地方整備局等)を受けた場合、工事表彰の加点対象となるのでしょうか。
Q3-14	様式11(ISO認証取得)の提出について、具体的に教えてください。
Q3-15	様式12(配置予定技術者の実績)の記載方法について注意点を教えてください。
Q3-16	電子入札システムで配置予定技術者等を複数名申告し、落札候補者となりました。様式12(配置予定技術者の実績(同種工事の施工経験))の提出は実際に配置予定の1人分でいいですか。
Q3-17	様式12(配置予定技術者の実績(同種工事の施工経験))について、入札時に配置予定技術者等を複数名申告した場合、その全員分の審査を受けなければならないのはなぜですか。
Q3-18	専任補助制度について教えてください。
Q3-19	配置予定技術者の実績として評価される「同種工事」は、どのように決められていますか。
Q3-20	様式12(配置予定技術者の実績)で、国、特殊法人等、公共法人とありますが、阪神高速道路株式会社や都市再生機構、奈良県広域水道企業団の発注工事は対象となりますか。
Q3-21	同種工事になりうる過去の工事で現場代理人(施工時に資格未取得者)として配置していました。評価の対象となりますか。
Q3-22	同種工事になりうる過去の工事で現場代理人として配置されていましたが、その工期中に監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を取得していました。この場合、現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として「配置予定技術者の実績」の加点対象となりますか。
Q3-23	同種工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料として、コリンズ竣工登録書、契約書、施工計画書、現場組織図の写し等を添付してくださいとありますが、すべて必要でしょうか。
Q3-24	様式12(配置予定技術者の実績(同種工事の施工経験))の添付資料として施工計画書を添付する場合、施工計画書一式を添付する必要はありますか。
Q3-25	コリンズ登録書を添付しているのに、施工経験が認められないのは、どのような場合ですか。
Q3-26	下水道設備工事における、システム設計技術者の施工経験が認められないのは、どのような場合ですか。
Q3-27	配置予定技術者の工事実績について、コリンズに登録されている技術者の従事期間は工期末ですが、工事が早期完了し検査・引渡が工期内に完了している場合、どのような資料を添付すれば早期完了済みと確認してもらえますか。
Q3-28	配置予定技術者の実績について、配置予定技術者が過去に所属していた会社での実績でも評価対象になりますか。
Q3-29	配置予定技術者(専任補助制度、若手・女性チャレンジ)に関する確認について、身分証明書等の写しは必要ですか。

Q3-30	配置技術者を途中交代させたいのですが、完成時の工事成績評定点が減点されるのでしょうか。
Q3-31	様式14-4(アスファルトプラントの所有)の提出について、具体的に教えてください。
Q3-32	地域精通度における本店所在地の評価について、入札執行する土木事務所管内の企業が評価されない場合がありますか。
Q3-33	一般土木工事等における社会・地域貢献(建設機械の保有状況)の評価(審査)基準について、具体的に教えてください。
Q3-34	舗装工事における社会・地域貢献(建設機械の保有状況)の評価(審査)基準について、具体的に教えてください。
Q3-35	様式14-2(社会・地域貢献(建設機械の保有状況))について、「製造・車体番号」の欄には具体的に何を記載すればいいですか。
Q3-36	様式14-2(社会・地域貢献(建設機械の保有状況))について、添付する資料を具体的に教えてください。
Q3-37	一般土木工事等の「地域防災力強化型」における社会・地域貢献(県内企業の活用)の評価(審査)基準について、具体的に教えてください。
Q3-38	「デジタル技術活用型」のデジタル技術の活用において、自動追尾型タータルステーションを活用する場合、国土地理院の登録機種でなければいけませんか。
Q3-39	「デジタル技術活用型」における企業の施工実績等の評価項目のひとつである「デジタル技術の活用」について、「ドローン(無人航空機・模型航空機)」の活用を申告するにあたり必要な添付資料などはありますか。
Q3-40	「施工者希望Ⅰ型」の様式12-6の記入方法について教えてください。
Q3-41	災害協定の添付資料に、公告日より前に取得した所属する団体・組織が発行する証明書の写しを添付してもいいですか。
Q3-42	奈良公園事務所が令和6年4月1日より、県土マネジメント部から観光局へ移管されましたが総合評価落札方式に変更はありますか。
Q3-43	奈良県水道局が令和7年4月1日から奈良県広域水道企業団に参加しましたが、総合評価落札方式に変更はありますか。

「技術提案(事前)」に関すること

Q4-1	技術提案をどのように作成したらいいかわかりません。
Q4-2	技術提案(様式8-5～8-7)の評価(審査)の考え方を教えてください。
Q4-3	技術提案に対する評価基準とはどのようなものですか。
Q4-4	評価項目や評価内容はどのように決めているのですか。
Q4-5	これまで評価されていた提案が、一般に普及したという理由で評価されなくなる場合がありますか。
Q4-6	現地の状況を理解して審査しているのでしょうか。

Q4-7	技術提案書の審査は恣意的に行われていませんか。
Q4-8	技術提案は、高度な内容ほど評価されるのでしょうか。
Q4-9	「1提案中には、提案を1つのみ記載」となっていますが、その趣旨を教えてください。
Q4-10	どのような提案は、複数提案と見なされるのですか。
Q4-11	複数提案がどのようなものか、よくわかりません。
Q4-12	技術提案(様式8-5~8-7)に「具体的な提案内容」と「具体的な根拠及び効果」とありますが、何を記載すればよいのですか。
Q4-13	技術提案(様式8-5~8-7)は、文書だけでなく、写真、図面、グラフなどを使って説明しても良いのですか。
Q4-14	提案枚数を超過した場合は、欠格となりますか。
Q4-15	入札手続における「設計図書等に関する質問」で、技術提案に関する質問に回答しないのは、どうしてですか。
Q4-16	同じ「評価項目・評価内容」の複数の工事に、同じ内容の提案をしましたが、評価結果が異なっているのは、どうしてですか。
Q4-17	評価されなかった提案まで実施しないといけないのですか。
Q4-18	品質管理に関する提案が評価されません。
Q4-19	安全管理に関する提案が評価されません。
Q4-20	施工管理に関する提案が評価されません。
Q4-21	技術提案が全く評価されていません。理由を教えてください。
Q4-22	提案が、どうしても「特に優れた工夫(6点)」になりません。
Q4-23	去年と同じ提案内容では、評価されなくなりました。オーバースペックな提案をしないといけないのですか。
Q4-24	国土交通省では、技術的ダンピング防止のためオーバースペックによる技術提案を認めていないところもあると聞いていますが、奈良県の場合はどうですか。
Q4-25	現在評価されている提案は費用がかかりすぎと感ずます。以前評価されていた提案でも、評価基準が変わってしまうので、基準が変わる毎にオーバースペックの提案にしないと評価していないのではないのですか。
Q4-26	技術評価点の評価結果を公表してもらえますか。

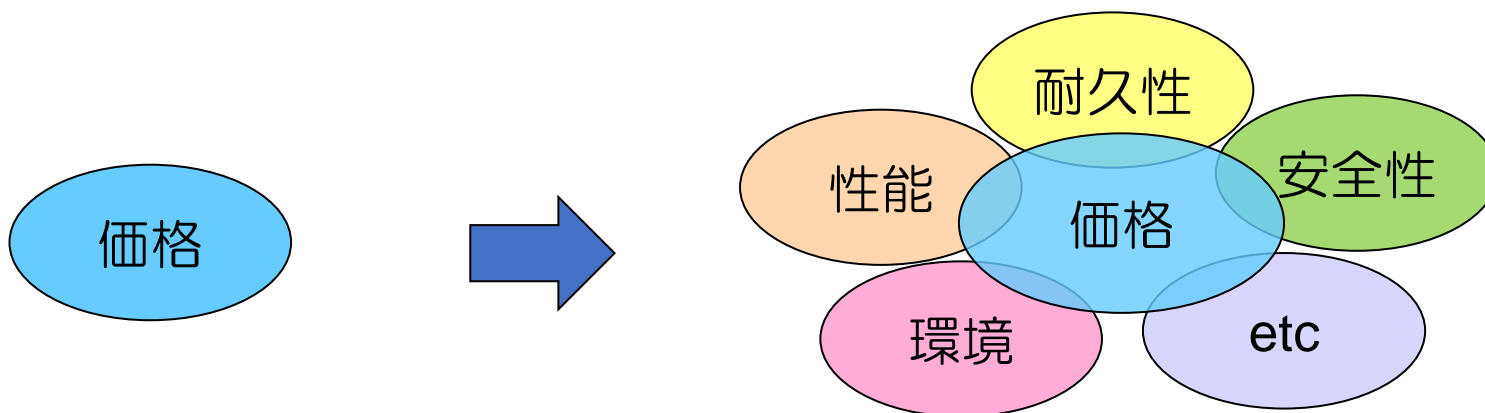
Q1 そもそも「総合評価落札方式」とは何ですか。

A1 ○従来の価格競争

(1) 発注者の示した仕様を満たす範囲の工事を最も低価格で施工できるものと契約

★総合評価方式

供給される工事の品質（建設される構造物だけでなく、その施工方法や安全対策、環境対策等も含む。）と価格を総合的に評価し、最も優れた工事を施工出来るものと契約



Q1 そもそも「総合評価落札方式」とは何ですか。

A1 業者選定の評価例

(2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とするにより、予定価格の範囲内で価格と品質が総合的に優れた施工業者を選定

○評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

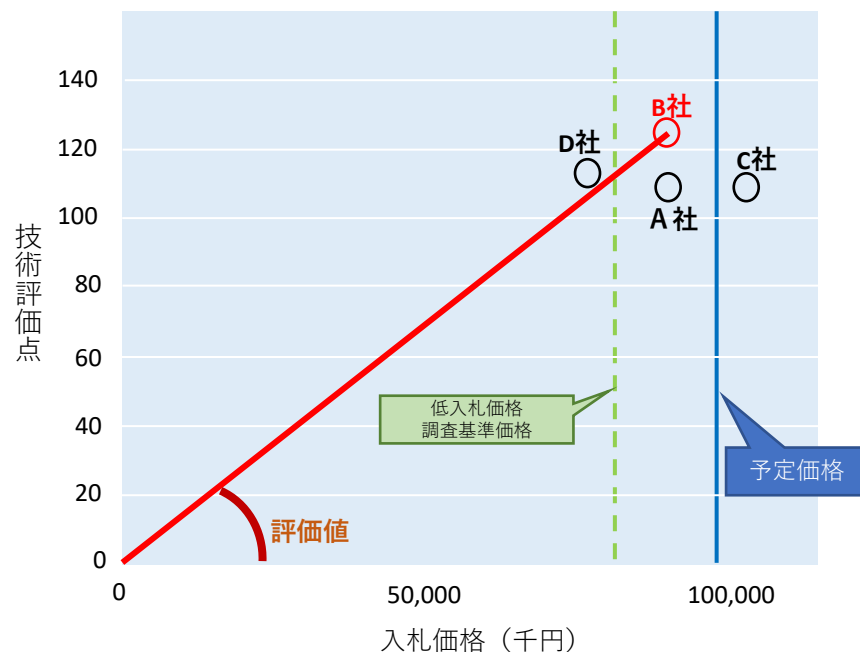
○技術評価点

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

標準点 : 100点
 加算点 : 技術提案書を審査・評価し算出した点

○入札結果

	(千円)
予定価格	100,000
調査基準価格	89,000

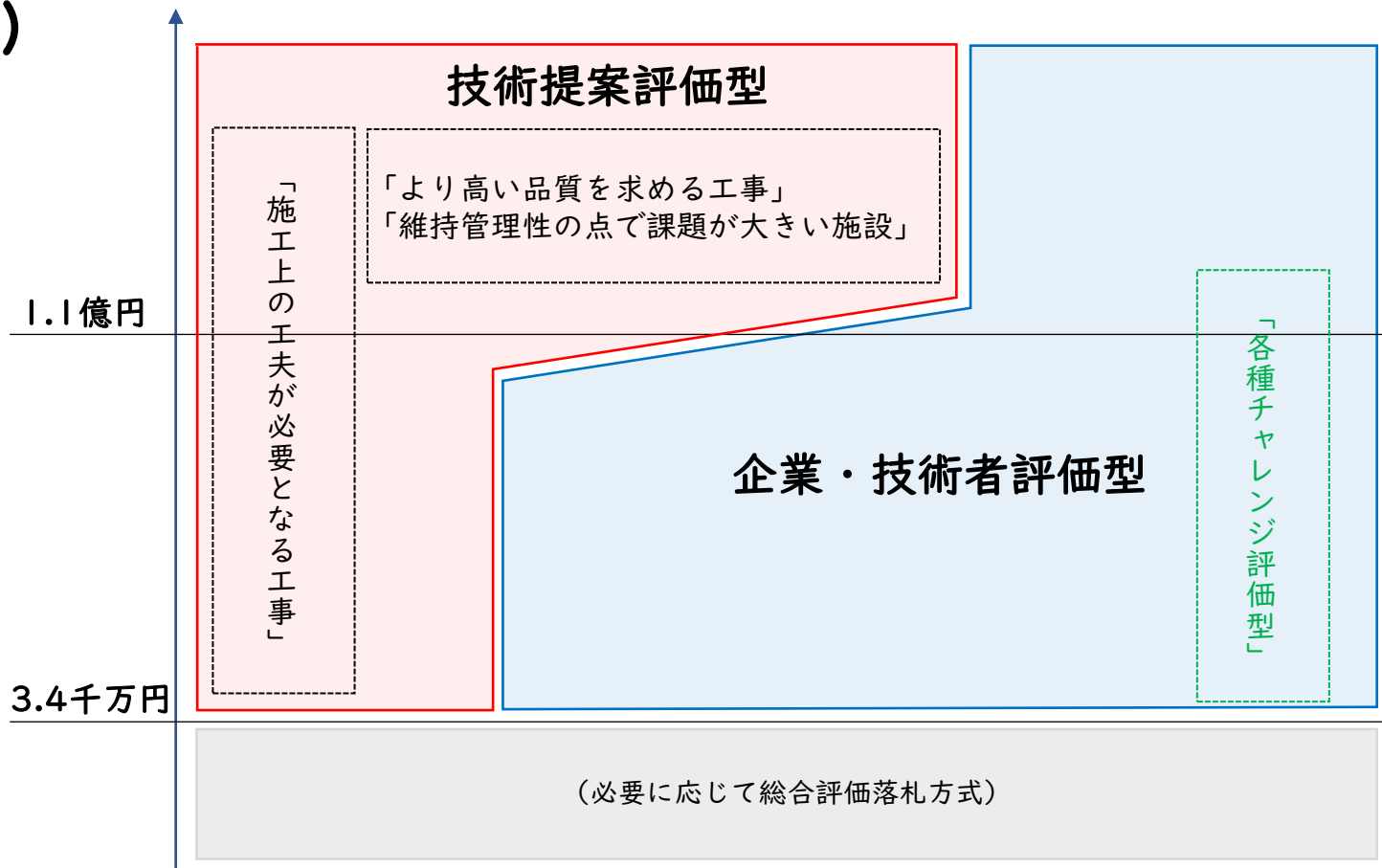


		落札者			
		(千円)			
参加業者	A社	B社	C社	D社	
技術評価点	115	125	110	118	
入札価格	90,000	92,000	110,000	80,000	
評価値	12.777	13.586	予定価格超過	失格 (低入札価格調査)	

Q1 そもそも「総合評価落札方式」とは何ですか。

A1 ■ 総合評価落札方式の型式（土木一式の場合）

(3)



技術提案評価型 : 企業や技術者の施工実績等とあわせて、企業から提案される施工時の技術的工夫等を評価する
 企業・技術者評価型 : 企業や技術者の施工実績等のみを評価する

Q1 そもそも「総合評価落札方式」とは何ですか。

A1 (5) ■ 「企業・技術者評価型」の評価項目と評価項目別配点（例）

企業・技術者評価型は、企業と技術者の施工能力（実績・経験）求めて評価する

分類		評価項目	配点	
技術提案書	企業の施工実績等	工事成績評定点	最大 2.5	最大 10
		表彰	最大1	
		ISO認証取得	最大1	
		配置予定技術者の同種工事実績	最大 2	
		本店の所在地	最大 2.5	
		災害協定の締結	1	
加算点合計			最大10点	

土木一式：企業・技術者評価型②の場合の例

Q1 そもそも「総合評価落札方式」とは何ですか。

A1 (6) ■ 「技術提案評価型」の評価項目と評価項目別配点（例）

技術提案評価型は、施工能力と技術提案を求めて評価する

分類		評価項目	配点	
技術提案書	技術提案に係る項目	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目	最大24点 (最大4項目)	
		社会的要請の対応に関する項目 等		
	企業の施工実績等	工事成績評定点	最大 2.5	最大 10
		表彰	最大1	
		ISO認証取得	最大1	
		配置予定技術者の同種工事実績	最大 2	
		本店の所在地	最大 2.5	
災害協定の締結	1			
加算点合計			16~34点	

技術提案に係る項目数及び配点は
工事内容毎に設定します

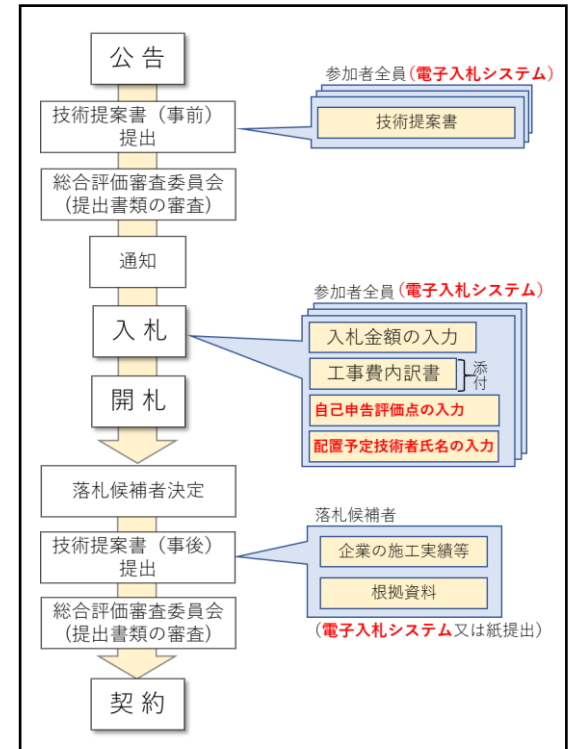
土木一式：技術提案評価型②の場合の例

Q2-1 技術提案書の提出手続きについて教えてください。

A2-1 奈良県では、全ての総合評価落札方式において事後審査を採用しています。

事後審査とは、入札参加者が自己採点した「企業の施工実績等」について、落札候補者（評価値が最も高い者）についてのみ、根拠資料等の審査を行うものです。

また、令和6年1月9日以降の公告工事から、技術提案書の提出が電子入札システム上で実施できるようになりました。



これにより、技術提案書（事前）は入札参加者全員が公告で指定する期限までに電子入札システム上で提出することとなり、技術提案書（事後）は落札候補者のみが開札後公告に指定する期限までに電子入札システム上または直接持参により提出することとなります。

Q2-2 技術提案書等提出書（事前・事後）の提出について、会社印は省略できますか。

A2-2 技術提案書等提出書（事前）については、令和6年1月9日以降の公告工事から用いられる様式には会社名欄がありませんので、会社名の記名とともに会社印の押印も不要です。

技術提案書等提出書（事後）については、電子入札システムで提出する場合は、会社印の押印は不要です。

直接持参する場合は、会社印の押印が必須です。押印がない場合、提出者が特定できないため失格となります。

Q2-3 技術提案書等提出書（事前・事後）の提出日付はいつにすればよいですか。

A2-3 技術提案書等提出書（事前）については、令和6年1月9日以降の公告工事から用いられる様式には日付欄がありませんので、提出日付の記入は不要です。

技術提案書等提出書（事後）については、提出日付は実際に電子入札システムで提出する日付（直接持参する場合は実際に持参する日付）としてください。

Q2-4 技術提案書（事前・事後）を電子入札システム上で提出する際は、PDF以外の形式でもいいですか。

A2-4 電子入札システムではPDFファイル以外でも技術提案書（事前・事後）を提出できます。

ただし、PDF形式以外のファイル形式（Word、Excel等）で提出された技術提案書がレイアウトずれや文字化け等を起こして審査時に記載内容が判読できない状態となった場合、記載内容の一部又は全部が評価の対象外となる恐れがあるため、可能な限り技術提案書の提出はPDF形式でお願いします。

Q2-5 技術提案書（事前・事後）の提出に関して、Excelファイル内の各シートを個々にPDF化して提出すべきですか、zipファイル等にひとつに圧縮して提出すべきですか。

A2-5 電子入札システム上で技術提案書（事前・事後）を提出する際は、公告に添付された技術提案書作成用のExcelファイル内の提出シートをひとつのPDFファイルに出力のうえ提出してください。

なお、10MBの容量内であればファイルの提出数に上限はありませんので、複数ファイルを提出する場合に圧縮する必要はありません。

Q2-6 技術提案書（事前・事後）の提出について、電子入札システムでの提出には10MBの容量上限があり、添付書類が多くなる案件では全ての書類を提出できません。この場合、郵送又は持参による提出は認められますか。

A2-6 技術提案書（事前）の提出については、建設産業課と協議のうえで承諾を得て同課長宛て書留郵便にて提出してください。持参は認められません。またその際、封筒には従来どおり、朱書きで「<開札日><工事名><工事番号>の技術提案書在中」と記載してください。

技術提案書（事後）の提出については、公告に記載のとおり持参での提出を認めていますので、電子入札システムでの提出が難しい場合は、直接技術管理課へご持参ください。

いずれの場合も、公告に記載される提出期限を過ぎての受理はできませんのでご注意ください。

Q2-7 一括審査方式の工事の技術提案書（事前・事後）において、様式内に記載の「電子入札参加申込書を提出した工事、入札書及び入札金額の内訳書を提出した工事（以下、入札参加という）」以外の工事名・工事番号は削除する必要がありますか。

A2-7 一括審査方式の技術提案書（事前）・（事後）の提出において、様式にあらかじめ記載されている工事名・工事番号は削除しないでください。

技術提案書（事前）・（事後）の審査・確認は入札参加した工事のみを対象としていますが、技術提案書（事前）・（事後）の作成・提出自体はあくまで一括審査方式の対象となる全工事に対して共通のものであります。

なお、入札参加している工事名・工事番号が削除されている場合は、技術提案書（事前）・（事後）の提出がないものとして取り扱いますので、ご注意ください。

Q2-8 技術提案書（事前）で、欠格になるのはどのような場合ですか。

A2-8 技術提案書（事前）に関して欠格になる場合は、下記事例によることが多く見受けられます。

- 工事名・工事番号が適正でない（誤記）場合
※印字切れにより、工事名や工事番号が判読できない場合も含まれます。
- 施工計画（技術提案に係る項目）の記載内容が適正でない場合
※未記載及び技術提案内容が入札参加者独自の提案でないことを確認した場合を含む。
- 提案を求める事項が1つでも欠落している場合
※評価項目において、「（Ⅰ）及び（Ⅱ）について必ず提案すること」と記載されている場合【例1】に、どちらかの提案が欠落している場合を含む。
- 当該工事の施工条件（工種、工法、地形、地名等）に合致していない内容が含まれている場合
※実施しない工種や工法【例2】、提案を求めている工種や工法、無関係な地名【例3】、現場条件などに関する記述）

例1：盛土工の品質を確保するための具体的な工夫

（Ⅰ）盛土材料に関する工夫について1提案 （Ⅱ）盛土の転圧に関する工夫について1提案

例2：「補強土壁工」に対する提案を求めているが、当該工事では実施予定のない「鉄筋挿入工」に対して記載している

例3：技術提案に記載されている路線名が当該工事には存在しない

Q2-9 技術提案書（事前）の提出について、従来どおり書留郵便で提出してもよろしいですか。

A2-9 令和6年1月9日以降公告の工事において、技術提案書（事前）は公告で指定されるとおり、電子入札システムでの提出となります。

従来の方法で建設産業課宛へ郵送された技術提案書（事前）は、郵送の方法や到着の日時等にかかわらず、原則全て不受理となりますのでご注意ください。

なお、電子証明書（ICカード）の更新により電子入札システムが使用できない等の場合は、建設産業課と協議のうえで承諾を得て同課長宛て書留郵便にて提出してください。

なおこの場合も、公告で指定される提出期限の変更は認められません。

Q2-10 技術提案書（事前）の提出について、誤って令和6年1月9日以前の公告で用いられていた様式（会社名の記入欄があるもの）で提出してしまいました。この場合、従来どおり受理していただけますか。

A2-10 令和6年1月9日以降公告の工事において、技術提案書（事前）は会社名等の記載を求めない新しい様式となります。

技術提案書（事前）の様式内に参加者が特定できる情報（会社名の記載、会社印の押印等）があった場合、公平な審査が行えないものとして欠格となりますので、旧様式の使い回しなどがないようご注意ください。

Q2-11 電子入札システム上で提出する技術提案書（事前）のファイル名に規則や決まりはありますか。

A2-11 提出するファイルの名前には参加者を特定できる下記のような情報が含まれないようご注意ください。

- 会社名
- 会社の住所
- 代表者名
- 技術提案書（事前）を作成した技術者名 等

Q2-12 A社とB社が企業合併によりAB社となりました。A社として入札参加申込していた工事について、合併日が技術提案書（事前）を提出する前の日付であった場合、技術提案書（事前）は合併後のAB社の名義で提出すべきですか。

A2-12 令和6年1月9日以降公告の工事において、技術提案書（事前）には会社名の記載欄がなくなるため、提出様式への提出者の記名は必要ありません。

合併に伴う電子入札システムの電子証明書（ICカード）の更新等、システムの使用に支障が出る場合の技術提案書（事前）の提出については、建設産業課に確認してください。

Q2-13 企業・技術者評価型で発注されている工事に参加したいとき、技術提案書（事前）の電子入札システムでの提出はどうすればいいですか。

A2-13 企業・技術者評価型の発注工事では技術提案書（事前）の提出を求めません。

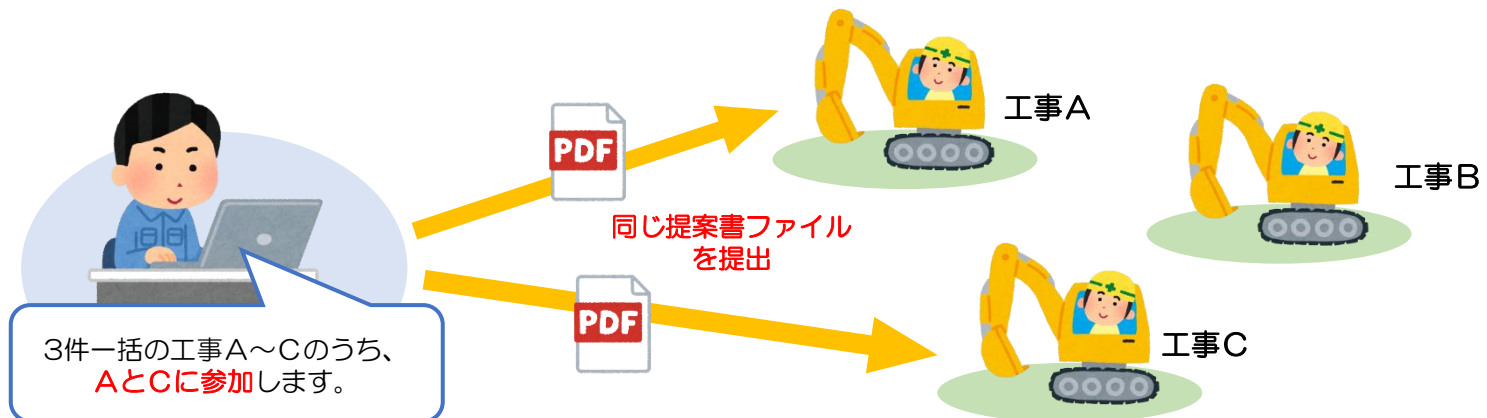
入札時、「企業の施工実績等」に係る自己申告評価点を電子入札システムで提出してください。

なお、企業・技術者評価型の発注工事における「技術提案書審査結果通知書」は、下記内容で送付されますのでご了承ください。

審査結果	合格	
	理由または条件	本案件は、企業・技術者評価型につき、審査事項にかかる結果通知はございません。

Q2-14 一括審査方式で発注されている工事に参加したいとき、技術提案書（事前）の電子入札システムでの提出はどうすればいいですか。

A2-14 一括審査方式の対象工事の場合は、入札に参加する全ての工事に対し同一の技術提案書（事前）を提出してください。落札候補者となったとき、入札に参加した全ての工事で同一の技術提案書（事前）が提出されていない事が判明した場合は失格となります。また、技術提案書（事前）の作成にあたっては、一括審査方式の対象とする全ての工事で共通して実施する提案としてください。ただし、一括審査方式の対象工事が企業・技術者評価型であった場合は、技術提案書（事前）の提出は不要です。



Q2-15 一括審査方式の対象工事について、入札に参加する全ての工事に対し同一の技術提案書（事前）を提出することとありますが、「同一の技術提案書（事前）」について具体的に教えてください。

A2-15 一括審査方式は対象工事全てに対し共通の提案を評価する方式です。

提出の際は公告に添付された様式で技術提案書（事前）ファイル（PDF書類）をひとつだけ作成し、入札に参加する工事全てにそのファイルを提出するようお願いいたします。

落札候補者となったとき、工事ごとに提出した技術提案書（事前）の提案内容が異なることが判明した場合は、共通の提案を行ったと見なされず失格となります。

対象工事全てに対し共通の提案とするため、「○具体的な提案内容」の提案内容や箇所・数量、「○具体的な根拠及び効果」「○説明資料」の添付写真等を、提出する技術提案書（事前）ごとに変えないでください。また、句読点の有無等にもご注意ください。

【様式 8-6】
【技術提案評価型】

技術提案書（事前）
② 技術提案（工事目的物の性能・機能）

工事名・工事番号：

工事目的物の性能・機能の向上について提案を求めらるる事項（記載しているすべての事項について提案してください。）	<input type="checkbox"/> ○ ○について提案・実施する。（発注者が、求める技術提案の具体的な内容について記載します。）
---	---

工事目的物の性能・機能の向上に関する具体的な施工計画

提案 1
○具体的な提案内容

※この欄に記載された内容を「提案内容」として、評価の対象とします。

※この欄には、「向のために向を実施するのか」、数量、規格、製品名、期間、場所等を詳細に記載してください。

※1 提案中には、提案を1つのみ記載することとし、明らかに一体的でない提案が含まれる場合は、当該提案は評価対象外となります。また、箇条書きなど提案の羅列については、工夫相互の関連性の説明が不十分で、一体的と見なすことができない場合がありますので注意してください。なお、この欄には冒頭に「表題（タイトル）」「概要」等は設けないものとします。

※この欄に使用する文字の大きさは10.5ポイント以上としてください。使用するポイント数が分からない場合、この注意書きの文字の大きさ以上で記載してください。

○具体的な根拠及び効果

※この欄には、「具体的な提案内容」欄の提案の根拠、実施による効果を具体的に記載してください。

※「具体的な提案内容」欄に記載すべき内容は、この欄に記載されても評価の対象となりません。

※この欄に使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とします。

○説明資料（写真、位置図、図表、カタログの写し等）

※この欄には、「具体的な提案内容」欄、「具体的な根拠及び効果」欄の説明に使用する資料（写真、位置図、図表、カタログの写し等）を添付してください。

※「具体的な提案内容」欄に記載すべき内容は、この欄に記載されても評価の対象となりません。

※この欄は、文字の大きさに制限はありません。資料はカラー可とします。

※説明資料を使用しない場合、この欄は設けなくても構いません。

Q2-16 一括審査方式の対象工事について、技術提案書（事後）は落札候補者となった工事に対してのみ作成・提出すればよいですか。また、入札に参加する工事ごとに配置予定技術者を変えたい場合はどうすればよいですか。

A2-16 一括審査方式の対象工事のひとつで落札候補者になった場合、当該工事以外の工事でも落札順位の変動等により新たに落札候補者となる可能性がありますので、技術提案書（事後）は入札に参加している工事全てに対し提出するものとして作成してください。

また、一括審査方式の場合、対象となる工事ごとに配置予定技術者を変更することはできません。技術提案書（事後）で提出する配置予定技術者は入札に参加する工事全てに対し適用されます。

なお、電子入札システムで提出する配置予定技術者の氏名と技術提案書（事後）の氏名が一致しない場合は失格となりますのでご注意ください。

Q2-17 技術提案書（事後）で、失格になるのはどのような場合ですか。

A2-17 技術提案書（事後）に関して失格になる場合は、下記事例によることが多く見受けられます。

- 工事名・工事番号が適正でない（誤記）場合
※印字切れにより、工事名や工事番号が判読できない場合も含まれます。
- 会社名（共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名）の記載が無い、正しく記載されていない（誤記、誤植など）、持参による提出で会社印の押印が無い場合
- 提出期限までに提出されない場合
- 提出書類の様式が一部でも不足している場合
- 様式12に配置予定技術者等の氏名が記載されていない場合
- 様式12に記載の配置予定技術者等の氏名が電子入札システム上で申告された氏名と一致しない場合
- 電子入札システム上で申告された配置予定技術者等全員分の様式12の提出がない場合

Q2-18 技術提案書（事後）の内容について、収受前に審査してもらえませんか。

A2-18 配置予定技術者の施工経験をはじめ、技術提案書（事後）に記載の内容の評価については、収受後に開かれる総合評価審査委員会での審査に基づき決定されます。

従って、技術提案書（事後）の収受前にその内容を審査する行為は事前審査にあたるため実施しておりません。

なお、同種工事の施工経験にあたるかどうかの判断は、たとえ奈良県の発注工事であっても、添付書類のみで判断されるため、工事の詳細が分かる資料を添付してください。

Q2-19 技術提案書（事後）を持参にて提出する際、技術管理課で収受印を押印していますが、収受印が押印されたということは、提出書類の内容に問題が無いと判断されたと考えてよろしいですか。

A2-19 収受印は、提出期限までに技術提案書（事後）が提出されたことを発注者が確認したことを証明するものです。技術提案書（事後）の内容の評価は収受後に開かれる総合評価審査委員会での審査に基づき決定するので、収受印を押印する段階では評価は確定していません。

なお、持参での提出において窓口受付時に様式の不足等を指摘する場合がありますので、提出期限よりも余裕をもってご来庁下さい。技術提案書（事後）が収受されないまま提出期限を過ぎてしまった場合は失格となります。

Q2-20 技術提案書（事後）が収受された後は、様式の差し替えや添付資料の追加は認めてもらえませんか。

A2-20 持参提出において技術提案書（事後）に収受印が押された場合及び電子入札システム提出において公告に記載の提出期限を過ぎた場合、それ以後の各提出様式の差し替えや追加提出は原則として認められません。

ただし、各提出様式に添付される補足資料等に関しては、必要に応じて技術管理課より追加提出を求めることがあります。

また、様式9（工事成績評定点）に関してのみ、「過去5年間の工事成績評定点の平均値」の確認のため、必要に応じて様式そのもの及び添付資料の再提出または追加提出を求められます。

Q2-21 技術提案書（事後）を持参にて提出し收受された後、申告内容に誤りを発見しました。公告で示されている期限までは電子入札システムで提出が可能なようですが、提出し直してもいいですか。

A2-21 持参提出により技術提案書（事後）に收受印が押印された場合、電子入札システムでの技術提案書（事後）の提出は全て無効となり、公告に示されている提出の期限より前であっても再提出は認められません。

なお、技術提案書（事後）の提出を電子入札システムのみで行う場合は、公告に指定する期限まで再提出が可能です。

ただし、様式の不足等で再提出を行う場合など、不足物のみの追加提出はできません。必ず全ての様式等を再提出してください。

期限を過ぎた時点で最後に提出された技術提案書（事後）を審査の対象として取り扱います。

Q2-22 電子入札システム上で申告する配置予定技術者等の氏名について、複数名を申告していいですか。また、専任補助者が必要な配置予定技術者等と不要な配置予定技術者等を混在させてもいいですか。

A2-22 配置予定技術者等は複数名申告することができます。

また、それぞれの配置予定技術者等に対して配置する専任補助者を申告する欄も個々に設けられているため、専任補助者を必要とする配置予定技術者等と不要な配置予定技術者等を混在させて申告することも可能です。

ただし、複数名の配置予定技術者等の申告をしたうえで落札候補者となった場合は、その全員分の様式12（配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験））（若手・女性チャレンジ評価型にあっては、様式12-2（配置予定技術者））の提出が必要です。全員分の様式12の提出が無い場合は、失格となります。

Q2-23 入札時に電子入札システム上で配置予定技術者の氏名を入力することに関して、失格となるのはどのような場合ですか。

A2-23 電子入札システムに入力された配置予定技術者、専任補助者及び若手・女性チャレンジ評価型における現場代理人（以下、「配置予定技術者等」という。）と、技術提案書（事後）の様式12（配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験））〔若手・女性チャレンジ評価型にあっては様式12-2（配置予定技術者）〕に記載された配置予定技術者等の、氏名が異なる場合は失格となります。

なお、電子入札システムでの配置予定技術者等の氏名入力は全てカタカナでの入力となります。

様式12及び様式12-2において、配置予定技術者等の氏名のフリガナが正確に記入されていないと氏名の突合ができないためご注意ください。

Q3-1 「企業の施工実績等」の自己申告評価点を入札時に電子入札システムで提出する意図はなんですか。

A3-1 これまで、「企業の施工実績等」に係る自己申告評価点（自己採点）は技術提案書（事前）の一部として入札前に郵送で提出する方式を採用していましたが、これを入札時に電子入札システム上で直接入力することで、落札候補者の決定がシステム上で速やかに行われるようにするためです。

総合評価落札方式において、落札候補者を決定するための評価値は、「施工計画」及び「企業の施工実績等」の合計値によって算出される技術評価点を入札価格で除して算出されます。

Q3-2 入札時に電子入札システム上で入力する「企業の施工実績等」の自己申告評価点について、誤って実際の値よりも高い値を入力し、落札候補者となりました。技術提案書（事後）の提出に際し、不正な入札として失格になりますか。

A3-2 失格にはなりません。

事後審査制度に基づき、開札時の順位は全て電子入札システム上で入力された自己申告評価点をもとに仮決定されます。

その後、落札候補者から提出された技術提案書等（事後）の各評価項目の審査結果の合計値と電子入札システム上で入力された自己申告評価点との間に齟齬がある場合は、そのどちらか低い方を「企業の施工実績等」の正しい評価値として採用し、最終的な技術評価点が決定されます。

ただし、落札者決定基準で工事ごとに示されている「企業の施工実績等」の満点よりも高い値を自己申告評価点として入力するなどの悪質な行為は、入札妨害と見なされる恐れがありますのでご注意ください。

Q3-3 「企業の施工実績等」の自己申告評価点が0点を下回る場合、電子入札システムでの入力はどうすればいいですか。

A3-3 「企業の施工実績等」の自己申告評価点が0点を下回る場合は、電子入札システム上では下限値の「0」を入力してください。

落札候補者となった際、技術提案書等（事後）の内容を確認したうえで、電子入札システム上で「0点」と入力された自己申告評価点と技術提案書（事後）の各評価項目の審査結果の合計値の、どちらか低い方を「企業の施工実績等」の正しい評価点として扱います。

なお、落札者決定基準に記載のとおり、施工計画の評価点と企業の施工実績等の評価点を合計した値が0を下回る場合は失格となります。

Q3-4 「企業の施工実績等」について、事後審査化に伴い技術提案書の提出が事前と事後に分かれましたが、技術提案書（事前）の提出時に「企業の施工実績等」に係る全ての様式及びその根拠資料を添付することで、落札候補者となった場合にも技術管理課に提出したことになるのでしょうか。

A3-4 「企業の施工実績等」の事後審査化については、資料作成・確認の改善を図るため、導入した制度です。
技術提案書（事後）は、開札後、落札候補者のみに提出していただくこととしていますので、技術提案書（事前）に全ての様式及びその根拠資料を添付するのではなく、落札候補者となった場合のみ提出してください。

Q3-5 会社の商号又は名称が変更となった場合、企業の施工実績等はどうなりますか。

A3-5 原則として、商号又は名称が異なる場合は同一の企業の施工実績として評価することはできません。

過去に企業合併等で商号又は名称を変更している場合は、法人格の同一性が確認できる資料等（競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届書、請負業者入札参加資格承継の承認について（通知）など）の写しを技術提案書（事後）に添付してください。

Q3-6 様式9（工事成績評定点）の提出について、具体的に教えてください。

A3-6 ●様式9（工事成績評定点）（技術提案書（事後））

- 令和6年1月9日以降公告の工事より、様式9は技術提案書（事後）として落札候補者のみ提出することとなりました。
- 様式9は落札候補者となる度に必ず提出する必要があります。ご注意ください。
- 毎年6月1日以降公告の工事で初めて落札候補者となった際には、工事成績評定点の通知書の写しを添付しなければなりません。以後、同じ工種区分・発注部局の工事で新たに落札候補者となった際は様式9のみの提出とし、工事成績評定通知書の写しの添付は不要です。
- 平均値の算出は落札者決定基準に記載のとおり、小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位としてください。
- 総合評価落札方式の工種区分や発注部局により、提出すべき工事成績評定通知書が異なりますので、落札者決定基準や様式に記載されている区分を確認してください。特に、PC橋や鋼橋などは総合評価落札方式での区分であり、登録業種ではありませんので注意してください。

Q3-7 様式9（工事成績評定点）で申告する工事成績評定点について、提出時に抜けや誤りは指摘してもらえますか。

A3-7 様式9（工事成績評定点）については、毎年6月1日以降公告の工事で初めて落札候補者となった時、添付される工事成績評定点通知書の写しとともに県データベースと突合して確認します。

その際、必要に応じて様式9の再提出及び添付資料の追加提出を求めたうえで、当該年度に適用する「過去5年間の工事成績評定点の平均値」を双方合意のもと確定します。これ以後は、同じ発注部局・同じ落札者決定基準の工事で落札候補者となった際は様式9の提出のみでかまいません。

ただし、下記のような工事で落札候補者となった場合は改めて様式9とともに該当する工事成績評定点通知書の写しを提出しなければなりませんのでご注意ください。

- 落札者決定基準の区分が異なる工事
→ 「一般土木等」、「舗装」、「PC橋」、「鋼橋」等
- 発注部局が異なる工事
→ 県土マネジメント部、食農部、環境森林部（森林環境課及び県産材利用促進課に限る）

Q3-8 様式9（工事成績評定点）で、評価の対象となる工事について

「一般土木工事等」とは、下記以外の工事とします。

舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事（土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備）・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事

と記載されていますが、具体的にどのような工事が「一般土木工事等」に該当するのか明記されておらず分かりにくいです。なぜこのような記載なのですか。

A3-8 「一般土木工事等」は、例えば造園工事から浚渫工事など多岐に渡る区分であることから、この様な記載となっています。不明な場合は技術管理課へお問い合わせください。

また、落札者決定基準の「区分」と入札参加資格の「登録業種」は必ずしも一致しないので、案件ごとに公告資料をよくご確認ください。

Q3-9 様式9（工事成績評定点）で、評価の対象となる工事の対象金額がわかりにくいです。

A3-9 工事成績評定の対象金額は各型式や工種区分ごとに異なります。
(1)

また、令和7年6月の発注基準改定に伴い、公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前と令和7年6月1日以降で対象金額が異なっており、落札者決定基準の注意書きに記載しています。

なお、奈良県建設工事等競争入札参加資格で格付け基準がある「土木一式工事」「建築一式工事」「舗装工事」においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額が、各工事の公告日（指名通知日）時点における等級によっても異なっており、落札者決定基準の〈別表1〉に定めています。

案件ごとに落札者決定基準をよくご確認ください。

Q3-9 様式9（工事成績評定点）で、評価の対象となる工事の対象金額がわかりにくいです。

A3-9 例えば、工種（区分）が「一般土木等」の「企業・技術者評価型②」においては、以下のとおりです。

【工事成績評定点の対象工事】

過去5年間に元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値（過去5年間の全件数の平均値）

（注）公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が5千7百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。

公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が5千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。

（注）過去5年間に元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は<別表1>に定めるとおりとする。

<別表1>

各工事の公告日 （指名通知日）時 点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1	5,700万円以上	5,000万円以上
A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

Q3-10 様式9（工事成績評定点）の添付資料がありません。どうすればよいですか。

A3-10 工事成績評定点通知書を紛失した場合は、必ず発出元（技術管理課土木検査・積算情報係、該当土木事務所等）に問合せのうえ再発行の手続きを取ってください。

なお、様式9に添付する資料は工事成績評定点通知書のみとしてください。細目別評定点等を添付する必要はありません。

Q3-11 A社とB社が企業合併によりAB社となりました。A社、B社ともに様式9（工事成績評定点）の提出は初めて落札候補者となった際それぞれ済ませています。AB社として初めて落札候補者となった際には様式9を再提出する必要がありますか。

A3-11 A社・B社としてそれぞれ様式9（工事成績評定点）を提出し、技術管理課との間で「過去5年間の工事成績評定点の平均値」を確定していた場合でも、AB社として初めて落札候補者となった場合は、AB社として様式9を作成し、旧A社及び旧B社の工事成績評定点通知書の写しを添付のうえ提出してください。

またその際は、両社が合併したことが分かる資料（競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届書、請負業者入札参加資格承継の承認について（通知）など）の写しを添付してください。

なおこれは、会社の商号又は名称が合併前から変わらない場合（A社がB社を吸収合併し、名称は「A社」となる場合）でも同様です。

Q3-12 様式10（工事表彰）の提出について、具体的に教えてください。

A3-12 ●様式10（工事表彰）（技術提案書（事後））

- 評価の対象が奈良県表彰の場合、表彰状及び確認資料の添付は不要です。近畿地方整備局など奈良県以外の表彰を使用する工事については従前どおり、表彰状及び確認資料（コリンズ登録書等）の添付が必要です。
- 表彰の評価対象は発注工事と同一工種区分のみですので、案件ごとに落札者決定基準をご確認ください。
- 同一年度内に複数の表彰を受けた場合、様式10の記載にあたっては、最も配点の高い一表彰を記載してください。一年度あたり一表彰を限度として加点します。

Q3-13 当該年度に表彰（奈良県県土マネジメント部、近畿地方整備局等）を受けた場合、工事表彰の加点対象となるのでしょうか。

A3-13 評価対象となるのは「当該年度を除く過去3年間に受けた表彰」であるため、当該年度に表彰を受けた工事は加点対象外となります。

なお、「表彰を受けた日」は、表彰状に記載の贈呈日付です。事前通知や報道発表等の日ではありませんのでご注意ください。

Q3-14 様式11（ISO認証取得）の提出について、具体的に教えてください。

A3-14 ●様式11（ISO認証取得）（技術提案書（事後））

- 認証取得を証明する登録書・付属書の写しは、毎年6月1日以降公告の工事で、落札候補者となった初回の工事に写しを添付して下さい。以後、落札候補者となった場合は、写しを添付した工事の「公告日・工事名・工事番号」を様式11に記載することで、「登録書・付属書の写し」の添付を省略します。
- また、落札候補者となった初回の工事が一般土木等で2回目が舗装の様に工事種別が異なる場合でも、2回目以降は添付不要とします。
- なお、年度途中で認証の更新をした場合は、更新後最初に落札候補者となった工事に写しを添付してください。
- 4月1日から5月31日までの公告工事で落札候補者となり、ISO認証取得証明を添付した場合でも、6月1日以降の公告工事で、落札候補者となった初回の工事にはISO認証取得証明の添付が必要です。

Q3-15 様式12（配置予定技術者の実績）の記載方法について注意点を教えてください。

A3-15
(1)

配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験）	
工事名・工事番号: ①	
会社名: ②	
⑤ 専任補助制度の活用の有無。専任補助制度を活用する場合は必ず「有」と記載	⑤ 有 ⑥ 無 (いずれか)
配置予定技術者の氏名・年齢	③ 氏名 (必ず記入してください。共同企業体の場合は、所属名も記入してください。) ④ 〇〇歳 (専任補助者を配置する場合は)
専任補助制度活用※	⑤ 有 ⑥ 無 (いずれか)
配置予定技術者に対する専任補助者の氏名	⑥ (入札時に電子入札システムで専任補助者の氏名とフリガナを記載してください。共同企業体の場合は、所属名も記入してください。)
同種工事施工経験の有無	⑦ 有 ⑦ 無 (いずれかを記入してください。)

② 会社名を記載してください。なお、共同企業体の場合は、「〇〇・△△共同企業体 代表者〇〇建設株式会社」と記載してください。

③ 配置予定技術者の氏名とフリガナを記載してください。なお、電子入札システム上で申告された氏名と一致しない場合は失格となります。

④ 専任補助制度を活用する場合は、配置予定技術者の年齢を記載してください。

⑤ 専任補助制度の活用の有無。専任補助制度を活用する場合は必ず「有」と記載

⑥ 専任補助制度を活用する場合にのみ、専任補助者の氏名とフリガナを記載してください。なお、共同企業体の場合は、その所属会社名も同時に記載してください。

⑦ 配置予定技術者（専任補助制度を活用する場合は、専任補助者）の実績の有無。いずれかを記入してください。

Q3-15 様式12（配置予定技術者の実績）の記載方法について注意点を教えてください。

A3-15 (2)

⑨ 同種工事で従事した役職いずれかひとつを記入してください。

⑧ コリンス登録書など、同種工事と判断できる資料から、正確に転記してください。

評価対象は、落札者決定基準の評価（審査）内容に記載するとおりです。
 落札者決定基準および本様式の注意書きを十分確認し、記載して下さい。

同種工事の概要	工事名・工事番号	〇〇〇〇〇〇工事 第〇-〇-〇号	⑧
	最終請負金額（税込み）	円	
	発注機関	国土交通省〇〇・〇〇県・〇〇市町村	
	工期（最終）	年 月 日 ~ 年 月 日	
	従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	従事役職	⑨ 監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人（同種工事の施工時に資格取得者）・現場代理人（同種工事の施工時に資格未取得者） （いずれかを記入してください。）	
工事内容	⑩		

⑩ コリンス登録書など、同種工事と判断できる資料から、正確に転記してください。

Q3-16 電子入札システムで配置予定技術者等を複数名申告し、落札候補者となりました。様式12（配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験））の提出は実際に配置予定の1人分でいいですか。

A3-16 複数名の配置予定技術者等を提出したうえで落札候補者となった場合、その全員分の様式12（配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験））（若手・女性チャレンジ評価型にあっては、様式12-2（配置予定技術者））を提出しなければなりません。

配置予定技術者等の全員分の様式12（又は様式12-2）の提出が無い場合は失格となります。

またこの場合、提出された全ての配置予定技術者等のうち、評価結果の最も低い者の評価値が、「配置予定技術者の実績」の評価値として採用されます。

なお、実際に配置する技術者は、電子入札システムで提出した配置予定技術者のうちの誰でも構いません。

Q3-17 様式12（配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験））について、入札時に配置予定技術者等を複数名申告した場合、その全員分の審査を受けなければならないのはなぜですか。

A3-17 入札時に電子入札システムで提出した複数名の配置予定技術者等の中から実際に配置技術者となるものを選任するにあたり、技術提案書（事後）で提出した配置予定技術者等と競争入札参加資格の確認で提出した配置予定技術者等との相違により契約できないおそれがあります。

入札時に電子入札システムで複数名の配置予定技術者等が提出された場合はその全員について技術提案書（事後）で様式12の提出を受けることで、競争入札参加資格の確認時に提出する配置予定技術者等との相違によって落札候補者が入れ替わり、契約までの期間が延びることのないようにするためです。

Q3-18 専任補助制度について教えてください。

A3-18 (1)

「専任補助制度」とは、満45歳以下の主任（監理）予定技術者に同種工事の実績がなくとも、実績のある専任補助者を現場代理人として配置する場合、専任補助者（現場代理人）の実績で評価するものです。

公共工事の品質確保に関して、将来の担い手確保が危惧されている一方、総合評価落札方式では、配置予定技術者の実績を評価するため、実績の少ない若手技術者の現場配置が、なかなか進まない状況にあります。そのため奈良県では、平成26年度から「専任補助制度」を導入しています。

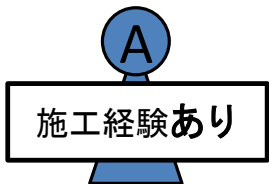

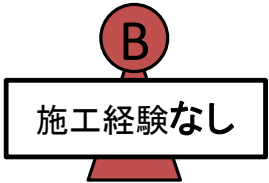




この制度の導入により、工事完成後には若手技術者も実績を得ることができるようになります。

なお、専任補助制度を活用する場合は、必ず配置予定技術者の年齢が確認できる資料（運転免許証等のコピー）を添付してください。

Q3-18 専任補助制度について教えてください。

A3-18
(2)

専任補助制度のイメージ

	配置予定技術者	専任補助者 (現場代理人)	評価
専任補助 制度の 活用「無」		/	
			
専任補助 制度の 活用「有」			

Q3-19 配置予定技術者の実績として評価される「同種工事」は、どのように決められていますか。

A3-19 当該工事の主要な工種（直接工事費が高い工種や構造上、重要な工種など）を、同種工事としています。

また、主要な工種において、一定規模以上の施工経験を求める場合は、面積等の条件を付加しています。

【例】今回発注工事の工種が車道舗装工で、施工面積が2,000m²の場合

同種工事の要件は

1,000m²以上（表層・基層を合計しない）の車道舗装工

なお、工事内容や現場条件により、技術提案を求める項目の工種と、同種工事の工種が相違することもあります。

Q3-20 様式12（配置予定技術者の実績）で、国、特殊法人等、公共法人とありますが、阪神高速道路株式会社や都市再生機構、奈良県広域水道企業団の発注工事は対象となりますか。

A3-20 落札者決定基準において、「特殊法人等」と「公共法人」も対象としていますので、添付資料で確認できれば加点しています。

- 「特殊法人等」とは
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による主な例：旧道路公団、旧住都公団、旧水資源公団
- 「公共法人」とは
法人税法第二条第五項に規定する別表第一による主な例：国立大学法人、地方独立行政法人、地方公社、下水道事業団、土地改良区
なお、奈良県広域水道企業団は特別地方公共団体であり、公共法人に該当します。

Q3-21 同種工事になりうる過去の工事で現場代理人（施工時に資格未取得者）として配置していました。評価の対象となりますか。

A3-21 評価の対象となります。

ただし、現場代理人としての実績は、工期の完了日からさかのぼり、工期全体の1 / 2以上の期間配置されていたことを要件として評価していますので、ご注意ください。

なお、工場製作を含む工事の場合は、現地施工期間の1 / 2以上とします。

Q3-22 同種工事になりうる過去の工事で現場代理人として配置されていましたが、その工期中に監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を取得しました。この場合、現場代理人（同種工事の施工時に資格取得者）として「配置予定技術者の実績」の加点対象となりますか。

A3-22 現場代理人として配置された工事の工期内に、その工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を得た後、その国家資格を有した状態で工期の完了日からさかのぼって工期全体の1/2以上の期間配置された場合、現場代理人（同種工事の施工時に資格取得者）の実績として評価の対象となります。

またこの場合、当該国家資格を有した日（※1）が確認できる資料（監理技術者資格者証、合格証明書、登録証等）の添付が必要です。

なお、工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる建設業法（技術検定）による国家資格とは以下のとおりです。

例) 土木一式工事の場合

現場代理人として 従事していた工事 の技術者の役割	評価の対象となる資格
監理技術者	1級土木施工管理技士or1級建設機械 施工管理技士or技術士(※2)
主任技術者	2級土木施工管理技士or2級建設機械 施工管理技士or技術士(※2)

※1 起算日は、技術士にあっては登録日又は土木施工管理士の合格日です。技術士第二次試験の合格日ではありません。

※2技術士第2次試験における部門・選択科目については、入札説明書の「別表 配置予定技術者の資格」に記載しています。

Q3-23 同種工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料として、コリンス竣工登録書、契約書、施工計画書、現場組織図の写し等を添付してくださいとありますが、すべて必要でしょうか。

A3-23
(1)

コリンス登録書（竣工登録）のみで下記①～⑤が確認できる場合は、他の資料は不要です。

同種工事の判断は、様式12及びその添付資料のみに基づき行われるため、工事詳細が分かる資料を必ず添付してください。

これは、当該工事が奈良県の発注であっても同様です。

- ①その工事の発注者、工期
- ②その工事での役割（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人）
- ③その工事に従事していた期間（完成時に従事していることが分かる）
- ④同種工事で求めている工種及び施工数量
- ⑤現場代理人として配置された工事であれば、当該工事で監理技術者になりうる資格を有していた者と確認できる資料（監理技術者資格者証のコピー等）

Q3-23 同種工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料として、コリンス竣工登録書、契約書、施工計画書、現場組織図の写し等を添付してくださいとありますが、すべて必要でしょうか。

A3-23
(2)

コリンス登録書は必ず竣工登録時のものを全頁添付するようにしてください。受注登録時・変更登録時のものや、一部のみのものでは資料として扱えない場合があります。

コリンスで竣工登録されていない、コリンス登録対象外の工事である等、コリンス登録書だけで完成時の詳細が確認できない場合は、その工事に関するものであることが明確で、前頁記載の①～⑤が確認できる資料（次頁参照）を添付してください。

なお、コリンスの登録は、工事概要欄がフリー入力となっています。工種や施工数量、概要等を詳細に記入すれば、コリンス登録書のみで同種工事の判断がしやすくなりますので、実績を漏れ落ちなく記入し、監督員に確認を取ったうえで登録してください。

Q3-23 同種工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料として、コリンス竣工登録書、契約書、施工計画書、現場組織図の写し等を添付してくださいとありますが、すべて必要でしょうか。

A3-23
(3)

●追加資料の例

- 発注者が発行した施工証明書
(配置技術者の氏名、役割、従事期間、工種、数量等必要事項が明記されているもの)
- 建設工事請負契約書
(発注者や工期等の変更の根拠が必要な場合等)
- 金抜設計書、発注者が作成した図面・数量計算書
(工種、数量の根拠が必要な場合等)
- 施工計画書、現場組織図、主任技術者等選任届
(技術者の役割の根拠が必要な場合等)

※根拠とできる資料は、コリンス登録書及び追加資料で、施工年度・工事名・路線
河川名・工区名・工事番号等が確認でき、同一工事の関連資料と判断できるもの
(変更がある場合は最終のもの)に限ります。

Q3-24 様式12（配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験））の添付資料として施工計画書を添付する場合、施工計画書一式を添付する必要がありますか。

A3-24 施工計画書一式を添付する必要はありませんが、添付されている抜粋が様式に記載の同種工事の施工計画書の一部であることが確認できなければなりません。

施工計画書の抜粋にあたっては、同種工事であることが分かる箇所その他、表紙、目次、工事概要等、一連の施工計画書であることが分かる部分を抜粋してください。

Q3-25 コリンス登録書を添付しているのに、施工経験が認められないのは、どのような場合ですか。

A3-25 コリンス登録書が下記のような場合は施工経験として認められませんので、発注者に問い合わせせて登録内容を修正してください。

- 工事名（工事番号、施工箇所等も含む）が間違っていて記載されており、その工事のものと判断できない。
- コリンス登録書が受注・変更登録時のもので、完成時の状況が判断できない。
- 工期延期に伴う変更登録時に技術者の従事期間の修正を行わなかったために工期と配置時期がずれており、完成時に従事していたかどうか判断できない。
- 主任（監理）技術者が同一工事に複数記載されており、誰がその工事の主たる技術者であったのか判断できない。
なお、共同企業体各構成員の主任（監理）技術者を記載したコリンス登録書は、この限りではありません。
- 工種名が適切でないため、求めている工種を確認できない。
- 施工数量が条件である同種工事に対し、工事内容が「一式」と記載されており、数量の確認ができない。

Q3-26 下水道設備工事における、システム設計技術者の施工経験が認められないのは、どのような場合ですか。

A3-26 同種工事として求める工種及び数量等の他、「システム設計技術者」としての従事経験が添付書類で確認できないと、「システム設計技術者」としての施工経験と認められません。

コリンズ登録書において「システム設計技術者」としての従事に関する情報（従事者の氏名、従事期間、役割（主たるシステム設計技術者として従事）等）の記載がない場合は、システム設計技術者として従事した者の氏名、役割、従事期間等が明記された発注者発行の施工証明書や、発注者の確認を受けた施工計画書等を添付してください。

なお、図面や打合せ記録に押印があるのみ、または設計者として複数名記載されている等の場合は、主たるシステム設計技術者として従事していたことが確認できない為、評価できない場合があります。

Q3-27 配置予定技術者の工事実績について、コリンスに登録されている技術者の従事期間は工期末ですが、工事が早期完了し検査・引渡が工期内に完了している場合、どのような資料を添付すれば早期完了済みと確認してもらえますか。

A3-27 コリンス登録書（竣工登録）の竣工登録日が工期内の場合は、技術者の従事期間にかかわらず、コリンス登録書の竣工登録日を基準に早期の完了と判断します。

コリンス登録書（竣工登録）の竣工登録日が工期末のままの場合は、発注者（土木事務所等）が発行する施工証明書等、工期内に施工が完了していることが分かる書類を添付してください。

Q3-28 配置予定技術者の実績について、配置予定技術者が過去に所属していた会社での実績でも評価対象になりますか。

A3-28 評価対象となります。

配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験）は、「技術者個人の実績の有無」を評価しているため、落札者決定基準に示す期間に完成・引渡の完了した工事の実績であれば、工事施工時の元請企業が現在と違う会社の場合でも評価の対象となります。

Q3-29 配置予定技術者（専任補助制度、若手・女性チャレンジ）に関する確認について、身分証明書等の写しは必要ですか。

A3-29 年齢や性別確認のために、身分証明書等の写しの提出が必要な場合があります。

- 配置される技術者が若手技術者や専任技術者制度を活用する場合は、氏名及び年齢が的確に確認できる資料（監理技術者資格者証、運転免許証等）の写しを添付してください。
- 配置される技術者が女性技術者の場合は、氏名及び性別が的確に確認できる資料（マイナンバーカード等）の写しを添付してください。
- なお、氏名、年齢、性別が確認できる資料としてマイナンバーカードを使用する場合は、顔写真がある方のみ、写しを添付するものとし、「氏名」「性別」「生年月日」以外はマスキングしてください。個人情報保護の観点から、個人番号がある面は添付しないでください。

マイナンバーカードを使用する場合
顔写真がある表面のみとし、「氏名」「性別」「生年月日」以外はマスキング



Q3-30 配置技術者を途中交代させたいのですが、完成時の工事成績評定点が減点されるのでしょうか。

A3-30 配置技術者を変更できるのは、入札説明書に記載の通り、「死亡、傷病、
(1) 出産、育児、介護または退職等」の特別な場合に限りです。

配置技術者の交代にあたっては、入札公告に定められた配置技術者に係る全ての条件に満足しなければなりません。

総合評価落札方式において配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験）が評価されたうえで受注者となった場合は、工事の品質の確保の観点から、配置技術者の交代に際しては前任者と同等以上に評価されうる技術者を配置していただく必要があります。

従って、総合評価落札方式において、配置予定技術者の実績等において加點評価されていた配置技術者が途中交代する場合は、同等以上の評価がなされるものを配置しなければ、工事成績評定点において10点減点します。

Q3-30 配置技術者を途中交代させたいのですが、完成時の工事成績評定点が減点されるのでしょうか。

A3-30
(2)

ただし、落札者決定基準の工種(区分)が「一般土木等」で「若手・女性チャレンジ評価型」に限り、若手技術者もしくは女性技術者の配置で加点評価されていた技術者が途中交代する場合において、入札公告に定められた配置技術者に関する条件は満たすが、加点評価と同等以上の若手・女性技術者をやむを得ない事由により配置できない場合は、工事成績評定の減点はしません。

同等以上の若手・女性技術者が配置できないにも関わらず、完成時の工事成績評定点が減点されないのは、他に配置できる若手技術者もしくは女性技術者が社内にはいない事を証明できる場合です。

具体例として、下記があげられます。

例) 社内で他に監理技術者等の資格を有している若手・女性がいらない。
または、社内にはいるが他工事に監理技術者等としてすでに従事しており、交代できる若手・女性がいらない。

Q3-31 様式14-4（アスファルトプラントの所有）の提出について、具体的に教えてください。

A3-31 ●アスファルトプラントの所有（様式14-4）（技術提案書（事後））

- アスファルトプラントを共同所有している場合、公告日以降の日付で、共同所有が確認できる資料（協会などの証明書）を添付してください。
- アスファルトプラントを単独所有している場合、稼働状況が確認できる資料として、以下のいずれかの資料を添付してください。
 - （1）公告日以降の日付で発行された建物登記簿謄本の写し
 - （2）公告日以降の日付で発行された固定資産評価証明書の写し
 - （3）公告日以降の出荷伝票の写し

Q3-32 地域精通度における本店所在地の評価について、入札執行する土木事務所管内の企業が評価されない場合がありますか。

A3-32 市町村境付近では、工事实施市町村の管轄外の土木事務所が、工事を発注する場合があります。この場合、入札執行する土木事務所管内に本店所在地のある企業は評価対象となりません。案件ごとに入札公告に記載の工事場所をよくご確認ください。
 (1) なお、発注部局が食農部、環境森林部においても同様に工事場所を基準に評価し、工事实施市町村を管轄する土木事務所を評価しています。

入札公告

令和〇年〇月〇日

奈良県△△土木事務所長

第1 競争入札に付する事項等

1 工事名 ○○○○○○○○

工事番号 第○○-○○-○○号

2 工事場所 □□市町村□□

落札者決定基準（抜粋）

地域
精通
度

本
店
の
所
在
地

a. 「工事实施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある

b. 「工事实施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある

c. 上記 a、b に該当しない

赤枠部分が
対応

(参考) 工事实施市町村を管轄する土木事務所

工事場所（市町村名）	土木事務所
奈良市、天理市、山添村	奈良土木事務所
大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	郡山土木事務所
大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	高田土木事務所
橿原市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村	中和土木事務所
宇陀市、曽爾村、御杖村、東吉野村	宇陀土木事務所
吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村	吉野土木事務所
五條市、野迫川村、十津川村	五條土木事務所

Q3-32 地域精通度における本店所在地の評価について、入札執行する土木事務所管内の企業が評価されない場合がありますか。

A3-32
(2)

具体例としては、下記のとおり。

(例1) 発注者 : 高田土木事務所長

工事場所: 高取町

⇒ 落札者決定基準 a評価: 高取町

⇒ 落札者決定基準 b評価: 橿原市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、明日香村

(例2) 発注者 : 中和土木事務所長

工事場所: 大和高田市、橿原市(両市にまたがる)

⇒ 落札者決定基準 a評価: 大和高田市又は橿原市

⇒ 落札者決定基準 b評価: 御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村

(例3) 発注者 : まちづくり推進局長

工事場所: 五條市

⇒ 落札者決定基準 a評価: 五條市

⇒ 落札者決定基準 b評価: 野迫川村、十津川村

(例4) 発注者 : 東部農林振興事務所

工事場所: 山添村

⇒ 落札者決定基準 a評価: 山添村

⇒ 落札者決定基準 b評価: 奈良市、天理市

落札者決定基準 (抜粋)

地域 精 通 度	本 店 の 所 在 地	a. 「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある
		b. 「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある
		c. 上記a、bに該当しない

Q3-33 一般土木工事等における社会・地域貢献（建設機械の保有状況）の評価（審査）基準について、具体的に教えてください。

A3-33 ・「地域防災力強化型：企業・技術者評価型②」においては、建設機械の機種を以下の4種類としています。① ②の建設機械の機種には規格の指定がありますのでご注意ください。

①バックホウ（バケット容量山積0.45m³以上）

②ダンプトラック（最大積載量2 t 以上）

③ブルドーザー

④トラクターショベル

いずれの型式とも公告日時点における建設機械の保有状況を台数と種類数により評価します。

なお、規格が異なっても同じ種類であれば、1種類の評価となります。

【例】2tダンプ3台と10tダンプ1台保有の場合、4台・1種類として評価します。

・「地域防災力強化型：企業・技術者評価型③」においては、建設機械の機種を以下の4種類としています。なお、建設機械の機種には規格の指定はありません。

①バックホウ ②ダンプトラック ③ブルドーザー ④トラクターショベル

Q3-34 舗装工事における社会・地域貢献（建設機械の保有状況）の評価（審査）基準について、具体的に教えてください。

A3-34 「技術提案評価型① ②」及び「企業・技術者評価型① ②」においては、建設機械の機種（搭乗式に限る）を以下の3種類としています。

- ①アスファルトフィニッシャー
- ②ロードローラー
- ③タイヤローラー

公告日時点における建設機械の保有状況をいずれかの種類を1台以上あれば評価します。

なお、コンバインドローラーも、評価対象とします。

Q3-35 様式14-2（社会・地域貢献（建設機械の保有状況））について、「製造・車体番号」の欄には具体的に何を記載すればいいですか。

A3-35 様式14-2（社会・地域貢献（建設機械の保有状況））にある「製造・車体番号」の欄は、以下の書類等を確認いただき記載してください。

- 車検証に記載の車台番号
- 特定自主検査記録表や売買契約書等に記載の製造番号

Q3-36 様式14-2（社会・地域貢献（建設機械の保有状況））について、添付する資料を具体的に教えてください。

A3-36 建設機械を「自社で保有」または「長期リース（1年以上）」の添付資料について、次頁以降に記載しています。
(1) いずれの場合も、公告日時時点で有効であるものに限り、有効期限切れや有効期限が確認できない場合は評価しませんので、ご注意ください。
また、共同での保有・リースの場合は、評価の対象外となります。

なお、バックホウ及びダンプトラックについては、落札者決定基準の型式により建設機械の規格に指定がありますのでご注意ください。

＜建設機械の規格に指定がある場合＞

- ・バックホウ : バケット容量山積0.45m³以上
- ・ダンプトラック : 最大積載量2 t 以上

Q3-36 様式14-2（社会・地域貢献（建設機械の保有状況））について、添付する資料を具体的に教えてください。

A3-36 自社保有の場合：以下のうち、いずれか一つの書類を添付してください。

(2) 「自動車検査証記録事項の写し」

- ・「使用者」の欄に入札参加者名（会社名又は代表者名）が確認できるものに限り、ます。
（「所有者」の欄が入札参加者名であっても、「使用者」の欄が入札参加者名でない場合は、評価しませんのでご注意ください。）

「特定自主検査記録表の写し」

- ・検査日が入札公告日以前1年以内であり、使用者が入札参加者名であることが確認できるものに限り、ます。

「売買契約書、譲渡契約書等の写し」

- ・契約日が入札公告日以前1年以内で入札参加者名が確認できるものに限り、ます。

アスファルトフィニッシャーで、上記のいずれの資料もない場合

「売買契約書、譲渡契約書等の写し」及び「全景が写った写真」

- ・売買契約書、譲渡契約書等により、入札参加者名が確認でき、契約日が入札公告日以前に確認できるものに限り、ます。なお、契約日が入札公告日以前1年以上のものでも可とします。
- ・全景が写った写真は、写真内に公告日以降の日付がプリントされたものに限り、ます。

※建設機械の規格に指定（バックホウのバケット容量、ダンプトラックの最大積載量）があり、上記資料では判別できない際は、カタログ等の分かる資料を併せて添付してください。

Q3-36 様式14-2（社会・地域貢献（建設機械の保有状況））について、添付する資料を具体的に教えてください。

A3-36 長期リース（1年以上）の場合：以下の書類を添付してください。

(3) 「リース契約書の写し」

- ・ 契約書により確認できるものに限りします。
- ・ 入札参加者との契約の相手方は、リース・レンタル会社に限りします。なお、入札参加者がリース・レンタル会社を営んでいる場合、その賃貸目的の建設機械は、評価の対象としていません。
- ・ リース契約の期間が継続的に1年以上あること、また、その契約期間内に公告日が含まれていること、これらが契約書等で確認できるものを評価の対象としています。
- ・ 契約期間が設定されていないレンタル契約を更新し続けて1年以上になる場合は、「長期リース（1年以上）」には該当しないため、評価の対象外です。

※建設機械の規格に指定（バックホウのバケット容量、ダンプトラックの最大積載量）があり、上記資料では判別できない際は、カタログ等の分かる資料を併せて添付してください。

Q3-37 一般土木工事等の「地域防災力強化型」における社会・地域貢献（県内企業の活用）の評価（審査）基準について、具体的に教えてください。

A3-37
(2)

「地域防災力強化型：企業・技術者評価型②③」において、工事ごとの落札者決定基準で示された「指定工種」に対して、次に掲げるいずれかの県内企業での施工の場合、評価します。

①自社で施工

②下請負人の全てを県内企業から選定し施工

- ・指定工種とは、工事ごとの落札者決定基準で示された指定工種の下位に属するすべての工事を対象としています。
- ・県内企業とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所であって、奈良県内に主たる営業所（本店）を置く企業としています。
- ・下請負人は一次下請以下の全てを対象とし、一人親方である個人事業主や、オペレーター付き建設機械の契約も含まれます。
ただし、「建設工事の請負契約」に該当しない調査業務や資材納入、測量業務、警備業務、運搬業務等は除きます。
- ・共同企業体として入札に参加する場合に、構成員が施工する場合は「①構成員で施工」と読み替えます。

Q3-38 「デジタル技術活用型」のデジタル技術の活用において、自動追尾型トータルステーションを活用する場合、国土地理院の登録機種でなければいけませんか。

A3-38 国土地理院の登録機種である必要はありません。
ただし、活用するにあたり、以下の2つの条件を満たしているものを使用してください。

- ①自動追尾機能を有しており、一人での作業が可能であること
- ②工事着手時に実施する下記のような工事測量での使用が可能であること
 - ・測量標（仮BM）設置の測量
 - ・工事用多角点設置の測量
 - ・用地境界測量
 - ・中心線測量
 - ・縦断測量
 - ・横断測量

Q3-39 「デジタル技術活用型」における企業の施工実績等の評価項目のひとつである「デジタル技術の活用」について、「ドローン（無人航空機・模型航空機）」の活用を申告するにあたり必要な添付資料などがありますか。

A3-39 「デジタル技術活用型」における企業の施工実績等の評価項目のひとつである「デジタル技術の活用」について、ドローン（無人航空機・模型航空機）を含むいずれのデジタル技術の活用を申告する場合も、必要な添付資料はありません。

また、「デジタル技術の活用」に係り工事現場で使用するドローン（無人航空機・模型航空機）に規格・仕様等の基準は設けておりません（工事現場で使用するドローンの制約等に関しては当該工事の監督員に確認してください）。

詳細については下記URLの「奈良県総合評価落札方式「デジタル技術活用型」におけるデジタル技術の実施方法について」に記載の「「デジタル技術の活用」における活用方法と履行義務②ドローン（無人航空機・模型航空機）」を参照してください。

(<https://www.pref.nara.lg.jp/n134/58772.html>)

Q3-40 「施工者希望 I 型」の様式12-6の記入方法について教えてください。

A3-40

【技術提案書(事後)様式

ICT 施工 技術 の 活 用	a · b · c (下記の項目のうち、該当する項目を記入して下さい)
	a ICT活用工事(土工)①～⑤全てでICT施工技術を活用)を実施
	b 簡易型ICT活用工事(土工)①～⑤の段階のうち②④⑤の全てでICT施工技術を活用)を実施
	c 上記 a、b に該当しない

ICT施工技術の活用

工事名・工事番号:

会社名:

※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してください。

ICT 施工 技術 の 活 用	a · b · c (下記の項目のうち、該当する項目を記入して下さい)
	a ICT活用工事(土工)①～⑤全てでICT施工技術を活用)を実施
	b 簡易型ICT活用工事(土工)①～⑤の段階のうち②④⑤の全てでICT施工技術を活用)を実施
	c 上記 a、b に該当しない

該当する項目を選択してください

a ICT活用工事(土工) (①～⑤全てでICT施工技術を活用) を実施

→ 2.0 点

b 簡易型ICT活用工事(土工) (①～⑤の段階のうち②④⑤の全てでICT施工技術を活用) を実施

→ 1.0 点

建設生産プロセスの段階	作業内容	適用技術・機種
①3次元起工測量	測量	・注1.に記載の(1)～(8)の施工技術を用いた起工測量 ※採用する具体の技術は受注後の協議により決定する。 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
②3次元設計データ作成	設計 データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成を実施しなければならない。
③ICT建設機械による施工	【作業工種】 ・掘削工 ・盛土(埋戻)工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工	・3次元MC(マシンコントロール)または3次元MG(マシンガイ建設機械) ※当該工事に含まれる左記の【作業工種】のいずれかでICTを活用すれば良い。
④3次元出来形管理等の施工管理	【出来形管理】 ・注2.に記載の(1)～(9)の施工技術を用いた出来形管理 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※採用する具体の技術は受注後の協議により決定する。 ※「①3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 【品質管理】 ・TS・GNSSによる締固め回数管理 ※締固め作業が工事内容に含まれない場合は、本技術は本表の対象外とする。 ※現場条件等から、TS・GNSSによる締固め回数管理技術の実施が適さないと判断される場合は、従来手法(砂置換法、R1等)で管理することを認める。	
⑤3次元データの納品		

Q3-41 災害協定の添付資料に、公告日より前に取得した所属する団体・組織が発行する証明書の写しを添付してもいいですか。

A3-41 公告日と同日以降に取得された証明書を対象としているため、公告日の前日以前に取得したものではありません。

Q3-42 奈良公園事務所が令和6年4月1日より、県土マネジメント部から観光局へ移管されましたが総合評価落札方式に変更はありますか。

A3-42 奈良公園事務所は、令和6年4月1日付けの組織改編により、県土マネジメント部から産業部観光局へ移管されました。

県土マネジメント部発注工事の総合評価落札方式の評価項目（工事成績評定点や表彰）は、落札者決定基準に記載のとおり、県土マネジメント部発注工事が対象となります。

令和6年4月1日以降に奈良公園事務所が所管する建設工事の工事成績評定点や表彰は、県土マネジメント部総合評価落札方式の評価内容（工事成績評定点や表彰）の対象外となりますので、ご注意ください。

Q3-43 奈良県水道局が令和7年4月1日から奈良県広域水道企業団に参加しましたが、総合評価落札方式に変更はありますか。

A3-43 令和7年4月1日付けの組織改編により、以下の内容を変更します。

- ① 企業チャレンジ評価型及び舗装工事（1.1千万円以上5.7千万円未満）の受注工事量について、奈良県広域水道企業団から公告された建設工事は、受注工事量の受注件数には含めません。
- ② 配置予定技術者の実績において、奈良県広域水道企業団より公告された建設工事は、奈良県の実績にはなりません。公共法人の実績としては評価します。
- ③ 水道局との災害協定の締結は、奈良県との災害協定の締結には該当しません。
- ④ 県土マネジメント部から公告された建設工事において、低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって工事を契約する場合、新たな工事への入札参加制限対象部局に奈良県広域水道企業団は含みません。

Q4-1 技術提案をどのように作成したらいいかわかりません。

A4-1 技術提案を作成する際には、まず標準案が何かを考えて下さい。

県では、総合評価落札方式で発注する工事の特記仕様書に、参考として「技術提案に関する事項」を記載しています。

また、一般的な事項として「土木工事共通仕様書」「土木請負工事必携」「土木工事施工管理基準」、工事ごとに作成する「特記仕様書」、その他基準書、メーカーの施工要領などを踏まえ、工夫を考えて下さい。

なお、記載内容については、先にも説明しているとおり、できるだけ詳細に、できれば図なども利用してわかり易く記載して下さい。

Q4-2 技術提案（様式8-5～8-7）の評価（審査）の考え方を教えてください。

A4-2 落札者決定基準に記載している「適切である」とは、現地の現場条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえ、設計図面及び仕様書等に示された内容に対し、同等以上と認められるものとしています。

まず「設計標準仕様は何か」を確認し、その上で提案内容について、現場条件をふまえ施工可能か判断しています。

個々の提案内容については、「与条件との整合性」、「施工上の工夫」、「実施の確実性」、「具体的な根拠及び効果」等の着目点より、「特に優れた工夫」、「優れた工夫」、「工夫」「上記には該当しない」の4段階で評価します。

また、評価を客観的に行うために、評価基準を設けています。

Q4-3 技術提案に対する評価基準とはどのようなものですか。

A4-3 評価基準は、年度当初に総合評価審査委員会事務局（技術管理課）で決定し、当該年度の6月1日以降に公告した工事より適用、1年間運用しています。そのため、評価が変動することはありません。

なお、年度途中で評価基準にない「新たな提案内容」が出された場合には、その都度、委員会で評価基準を決定し、その後はその基準に基づいて評価します。

ただし、同じ評価項目に対し同じ技術提案があった場合でも、現場条件により適正な評価基準を用いますので、同じ評価になるとは限りません。

Q4-4 評価項目や評価内容はどのように決めているのですか。

A4-4 評価項目及び評価内容の素案は、工事内容等を担当事務所と事業担当課に聞き取りのうえ、総合評価審査委員会事務局（技術管理課）が検討・作成しています。

その後、ガイドラインでも掲載している手順（総合評価審査委員会、学識経験者への意見聴取、建設工事入札参加資格等審査会）を経て、決定しています。

Q4-5 これまで評価されていた提案が、一般に普及したという理由で評価されなくなる場合がありますか。

A4-5 一般に普及した提案とは、「土木工事共通仕様書」、「土木請負工事必携」、「土木工事施工管理基準」に記載される等、「標準となった提案」のことを示し、その場合は評価されなくなります。

引き続き、当該現場条件において、直接効果が見込める提案の提出をお願いします。

Q4-6 現地の状況を理解して審査しているのでしょうか。

A4-6 総合評価審査委員会事務局（技術管理課）では、設計図、特記仕様書、積算資料、写真、その他必要な資料に基づき、複数の担当者により現地状況を確認しています。

また、必要に応じて事務所の担当者に聞き取りを実施し、さらに情報が不足する場合は事務局が直接現地視察を行っています。

これらの現地状況の情報を踏まえ、総合評価審査委員会において、技術提案の審査を行っています。

Q4-7 技術提案書の審査は恣意的に行われていませんか。

A4-7 技術提案書については、恣意性を排除した中立かつ公正な審査を厳粛に行うため、電子入札システム上で自動的に匿名化処理を行います。

従って、技術提案書（事前）の提出から開札までの期間、技術提案書（事前）は会社・個人名の特定できない匿名番号（5桁のランダムな英数字の組み合わせ）で区別・処理されます。

技術提案のヒアリングを行う場合も同様に、会社名等が特定できないよう配慮しています。

Q4-8 技術提案は、高度な内容ほど評価されるのでしょうか。

A4-8 技術提案の評価は「その現場で、どのような効果があるか」に着目して評価します。

評価の際には、提案内容が高度かどうかではなく、施工場所において、一定以上の効果が、確実に期待できるかどうかを判断しています。

また、効果についても、なぜそのような効果が期待できるかについて、提案者の説明に加え、県でも一般的な情報としての裏付けを確認しています。

そのため、一般化していない独自の技術（裏付け情報の乏しいもの）については、提案書1枚で全てを説明することが難しく、評価に至らない場合があります。

Q4-9 「1 提案中には、提案を1つのみ記載」となっていますが、その趣旨を教えてください。

A4-9 1 提案中に、表題を設けることにより数多くの提案を箇条書きで羅列する提案が見受けられることもあり、入札参加者の過度な競争とならないよう、また過剰な履行義務を課さないよう、一体的でない複数の内容を含む提案を制限することとしています。

趣旨をご理解いただき、より良い工夫の提案をお願いします。

Q4-10 どのような提案は、複数提案と見なされるのですか。

A4-10 所定提案数の超過や、一体でない複数の内容を含む提案は複数提案で提案数が超過したと判断し、当該評価項目の全ての提案を評価対象外（0点）としています。

(1)

●所定の提案数を超過したもの

【例】 1提案のみとなっている場合に（様式に記載しています） 2提案記載すると複数提案となりますので、ご注意ください。

●1つの提案内に関連性のない内容が複数記載されており、一体と見なせる十分な説明がないもの

【例1】 ~のため下記提案を実施します。

1.〇〇を実施します。

2.◇◇を実施します。

3.××を実施します。

の様に箇条書きや表組の場合

【例2】 「~のため〇〇を実施します。また◇◇も実施します。」の様に、一体と見なせる関連性の説明が十分でないもの

Q4-10 どのような提案は、複数提案と見なされるのですか。

A4-10 なお、一体的な提案とは、1つの提案内に「工夫A」と「工夫B」が含まれているとき、双方の工夫に下記のような直接的な関係性がある場合を言います。

(2)

- ①工夫Aの効果を発現するために、工夫Bが必要である場合
- ②工夫Aと工夫Bが同種の資材、機器等に関するものである場合
- ③工夫Aと工夫Bを、同じ時期、同じ場所で組み合わせる実施することにより、特定の対象に対して相乗効果の発現を図ることができる場合

など、

「工夫A」と「工夫B」の間などに直接的な繋がりが認められない（十分な説明がない）提案は、複数提案となりますので、注意してください。

Q4-11 複数提案がどのようなものか、よくわかりません。

A4-11 奈良県の総合評価落札方式では、技術提案において工夫の組合せを認めていないわけではありませんが、どうしても一体と見なせない場合は、委員会で複数提案と判断しています。

(1)

品質管理、例えば「コンクリートのひび割れ防止」について言えば、工夫の実施目的、実施対象、実施時期、使用材料など、様々なアプローチの仕方があり、組合せのパターンも非常に多く考えられ、提案内容履行の際に「過大な負担」となりがちです。

そのため、品質管理に関しては、複数と判断する基準を細かく分け、受注後の負担をできるだけ軽減するように考えています。

これらのことから、「品質管理」は複数提案になりやすい項目と言えます。

Q4-11 複数提案がどのようなものか、よく分かりません。

A4-11 一方、「安全管理」や「施工管理（騒音対策・粉じん対策・濁水対策）」については、効果を発揮するために組合せが必要なものの、組合せが同一の対象になされるもの、組合せにより相乗効果を発揮するものなど、工夫に直接的な関連性があり、一体として機能する場合があります。

そのため、これらに関しては、一概にどこからが一体でないと思しにくいため、複数提案になりにくい項目と言えます。

なお、複数提案の判断はできるだけ最小限にとどめていますが、過去にいずれかの提案で複数と判断した内容については、公平性の観点から継続して複数提案としています。

Q4-12 技術提案（様式8-5～8-7）に「具体的な提案内容」と「具体的な根拠及び効果」とありますが、何を記載すればよいのですか。

A4-12 「具体的な提案内容」には、「何のために何を実施するのか」、
(1) 数量、規格、製品名、期間、場所、寸法等を詳細に記載してください。詳細とは、提案内容が明確にわかることを言います。

また、技術提案の評価は「具体的な提案内容」のみで行いますので、「具体的な根拠及び効果」には提案内容を記載せず、提案内容に関する具体的な根拠と効果を記載してください。

「具体的な根拠」としては、現地条件を踏まえた裏付けになる情報などを言います。また「効果」としては、実施することによりどのような効果が発揮できるのかを具体的に記載してください。新技術や評価基準にない部分は「具体的な根拠及び効果」を参考に確認しています。

Q4-12 技術提案（様式8-5～8-7）に「具体的な提案内容」と「具体的な根拠及び効果」とありますが、何を記載すればよいのですか。

A4-12 (2)

様式参照

「具体的な提案内容」

この欄に記入された提案内容のみを評価しています。

「説明資料」

写真や図面を使用した補足資料

技術提案書(事前)	
② 品質管理 (品質管理に係る技術的所見)	
工事名・工事番号:	
品質管理について提案を求める事項 <small>(最大2欄まで記載できます)</small>	○●について提案・実施する。 <small>(発注者が、求める技術提案の具体的な内容について記載します。)</small>
品質管理に関する具体的な施工計画	
○具体的な提案内容	
※この欄に記載された内容を「提案内容」として、評価の対象とします。	
2 ※この欄には、「何のために何を実施するのか」、数量、規格、製品名、期間、場所等を	
3 詳細に記載してください。	
4 ※1提案中には、提案を1つのみ記載することとし、明らかに	
5 一体的でない提案が含まれる場合は、当該提案は評価対象外となります。	
6 また、箇条書きなど提案の羅列については、工夫相互の関連性の	
7 説明が不十分で、一体的と見なすことができない場合がありますので	
8 注意してください。なお、この欄には冒頭に「表題(タイトル)」「概要」等は	
9 設けないものとします。	
10 ※この欄に使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とし、これより	
11 小さい文字を使用した場合は評価対象外となります。使用するポイント数が	
12 分からない場合や手書きの場合は、この注意書きの文字の大きさ以上で	
13 記載してください。	
14 ※この欄には、20行以内に記載することとし、指定した行数を超えた部分については、	
15 評価対象外となります。	
16 ただし、この欄の記載が20行未満の場合は、この欄の空白行を削除しても構いません。	
17 ※空白の行については、行数には数えません。	
18 ※表については、表中で文字行が最も多い行数を数えることで、評価の対象とします。	
19 ※この欄には、写真、図面、グラフ、フロー図等は使用しないでください。使用した場合は	
○具体的な根拠及び効果	
※この欄には、「具体的な提案内容」欄の提案の根拠、実施による効果を具体的に記載してください。	
※「具体的な提案内容」欄に記載すべき内容は、この欄に記載されても評価の対象となりません。	
※この欄に使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とします。	
○説明資料(写真、位置図、図表、カタログの写し等)	
※この欄には、「具体的な提案内容」欄、「具体的な根拠及び効果」欄の説明に使用する資料(写真、位置図、図表、カタログの写し等)を添付してください。	
※「具体的な提案内容」欄に記載すべき内容は、この欄に記載されても評価の対象となりません。	
※この欄は、文字の大きさに制限はありません。資料はカラー可とします。	
※説明資料を使用しない場合、この欄は設けなくても構いません。	

「具体的な根拠及び効果」

この欄に記入された提案内容は評価の対象となりません。
新技術や評価基準に無い提案はこの部分を参考に確認しています。

Q4-13 技術提案（様式8-5～8-7）は、文書だけでなく、写真、図面、グラフなどを使って説明しても良いのですか。

- A4-13**
- 文書のみで説明が困難な場合、写真や図面を使用した方が明確に説明できる場合など、補足資料として様式8-5～8-7の「説明資料」欄に記載してください。
 - 「具体的な提案内容」を当該欄に記載せず、「具体的な根拠及び効果」欄や「説明資料」欄に記載した場合は、評価対象となりませんので、注意してください。
 - 図面を使用して説明する場合、断面図や構造図のみでは実施範囲が不明、位置図（平面図）のみでは構造が不明となり、評価されない場合があるので注意してください。
 - 「具体的な提案内容」と「説明資料」の記載内容が一致していない場合や、図等が鮮明でなく判断できない場合も、評価されない場合がありますので、注意して下さい。
特に、当該工事に無い工種を記載した場合、欠格になりますので十分注意して下さい。

Q4-14 提案枚数を超過した場合は、欠格となりますか。

A4-14 提案数を超過した場合、欠格にはなりません。指定提案数以上は複数提案となり、その評価項目は0点となります。

また、枚数を超過した場合は、超過したページに記載された提案は、審査・評価の対象となりません。制限枚数を超過して添付された参考資料も、審査・評価の対象となりませんので、参考資料を添付する場合は、枚数（様式に記載しています）内に収めてください。

なお、評価項目において、「（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、必ず提案すること」と記載されている場合に、どちらかの提案が欠落している場合は欠格となります。

【注意】1項目につき1提案となっている場合に、2提案を提出した場合、複数提案となり評価が0点となります。

Q4-15 入札手続における「設計図書等に関する質問」で、技術提案に関する質問に回答しないのは、どうしてですか。

A4-15 「〇〇に対して××することは評価の対象となりますか」
「□□の対象範囲は△△と考えていいですか」など、技術提案の評価内容に関連する質問は、事前審査となる恐れがあるため回答していません。
技術提案は、入札金額の範囲内で適切に実施できる内容を記載して下さい。

なお、明らかに評価対象としない部分は、技術提案の評価内容に「～は除く」、「～に関する提案に限る」等のかたちで明記し、お知らせしています。

Q4-16 同じ「評価項目・評価内容」の複数の工事に、同じ内容の提案をしましたが、評価結果が異なっているのは、どうしてですか。

A4-16 技術提案の評価の際には、同じ「評価項目・評価内容」であっても、各工事毎に現地の条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて、設計図面及び仕様書等に示された内容に関し、適切な提案となっているかどうかを評価しています。

そのため、同じ内容の提案であっても、現地の条件や工事内容により、評価は変わります。

Q4-17 評価されなかった提案まで実施しないといけないのですか。

A4-17 評価されなかった技術提案に含まれる工夫は履行義務がないこととし、技術提案書審査通知書に適否を記載のうえ事前通知しますので、入札金額を積算する際の参考としてください。

ただし、技術提案の適否に関わらず、設計図書等で実施義務があるものについては、従来どおり実施する必要がありますので、施工計画書に盛り込むようにしてください。

なお、評価されたにもかかわらず、施工計画書を作成する段階（当初契約直後）で、自己都合により実施しない場合は重大な契約違反となり、これにより契約の目的を達することができないと判断し、技術提案不履行、契約解除となる場合があります。

- 【例】
- 特殊な施工機械の使用を計画していたが、金額が合わず、または、空き機械が無くリースできなかった。
 - 事前確認を怠り、地主が反対したため、借地できなかった。
 - 材料メーカーの説明を鵜呑みにしたが、実際には使用できないことがわかった。
 - 技術提案に記載している資材等の納入が遅れ、現地で採用できなかった。

Q4-18 品質管理に関する提案が評価されません。

A4-18

品質管理については、まず標準でどこまでやらなければならないかを、共通仕様書や特記仕様書等で確認してください。その上で、どのような工夫があるか、検討してください。施工時に実施義務があるものについては、技術提案として評価できません。ただし、品質管理についてはいろいろなアプローチの仕方や組合せが考えられるため、複数提案とならないよう、十分注意して下さい。

また、技術提案で使用する「製品」については、何を使用するのか分かれば十分であり、カタログのように詳細に記載していただく必要はありません。それよりも、その製品をどのように使用するのかを、「数量、規格、製品名、期間、場所」等について、できれば図等を交えて具体的に記載してください。

なお、施工手順はいくら詳細に記載されても、あくまでも手順として、必然的に実施されるものであるため、根拠として不十分です。同様に「丁寧にいきます」「十分にいきます」という表現も、根拠として評価できません。

Q4-19 安全管理に関する提案が評価されません。

A4-19 安全管理については、履行時に過大な負担とならないよう、いろいろ制限（評価内容に記載）を設けています。まず、どのような工夫が提案対象となるのか、検討して下さい。

また、技術提案の評価では、県が定めている評価基準を、その工事の現場条件・施工条件に照らして、有効かどうか確認し、工事ごとに判定します。

なお、極端に施工範囲の一部に限定した提案や、一方向のみに着目した提案は、効果も限定的となりますので、注意して下さい。

Q4-20 施工管理に関する提案が評価されません。

A4-20 例えば、河川工事などの濁水対策については、どこから発生する濁水に対する提案なのか、対象となる放流先ごと（河川、水路、貯水池等）の状況を踏まえた提案になっているか、使用する資材や機材は現場条件に対して適切か、設備の大きさや構造が十分か、などの観点によりその提案が効果的かどうか評価しています。

大きさや構造を文章で説明するのが難しい場合は、提案内容に応じた図面や配置箇所図等を記載していただいても大丈夫です。

提案の際には、現地の状況を十分確認のうえ、上記の観点を踏まえ、提案するようにしてください。なお、騒音・粉塵対策についても、同様の考え方で評価しています。

Q4-21 技術提案が全く評価されていません。理由を教えてください。

A4-21 個別の理由について、回答することは出来ません。

(1) 参考に、評価できない事例を掲載します。

- ①「状況に応じ～」 「必要に応じ～」 「～した場合は～」 のような、確実に実施するかどうか不明で曖昧な表現を含んでいる場合（上記のような表現でなくとも、提案全体として曖昧な表現になっている場合も同じです）
- ②内容のみで「具体的な根拠や効果」が記載されていない場合、または判断できない場合
- ③内容の詳細（大きさ、材料、頻度、配置箇所、期間等）が不明な場合
 - ・使用する資材の品名・型番・規格・製造会社、設置場所・期間・構造、表現内容などについて具体的な記載がない提案は、効果が確認できず評価に至らない場合があります。提案内容に応じた図面や配置箇所図等を記載して下さい。

Q4-21 技術提案が全く評価されていません。理由を教えてください。

A4-21 (2)

- ④発注者のみで判断できない内容を含んでいる場合
 - ・地権者、警察、その他関係機関との協議が必要で、提案内容の実現性が発注者のみで判断できない場合（安全管理に関する対策において、発注者のみで判断できない提案内容を記載されている場合が多いので、ご注意ください。）
 - ・仮設通路等で、十分な安全性が確認できない場合

- ⑤同一対象に対する同種の工夫による提案を、提案1、提案2に分割して記載した場合
 - ・効果が小さいとして、評価に至らない場合があります。

- ⑥評価項目・評価内容に直接効果があると認められない場合

- ⑦提案数が指定した数を上回っている場合（その複数提案として評価項目の全ての提案が評価対象外）、提案書の枚数が指定した枚数を上回っている場合（超過したページに記載された内容は評価対象外）

Q4-21 技術提案が全く評価されていません。理由を教えてください。

A4-21 ⑧提案内容が下記に該当する場合
(3)

- 当然
共通仕様書、特記仕様書、請負必携、品質管理基準、法令等により、当然実施すべきもの
- 標準
金抜設計書、図面等に示された内容を、不足なく実施するもの
- 手順
施工上の手順であり、必然的に実施することになるもの
- 配慮
社会通念上、当然配慮されるべきもの
- 内容不明（詳細不明）
内容が不明で、どのように実施されるかわからないもの
- 効果不明
提案されているような効果が検証（裏付け）できないもの
- 効果少
一定の効果が認められるものの、効果がきわめて限定的なもの

Q4-22 提案が、どうしても「特に優れた工夫（6点）」になりません。

A4-22 優れた工夫と評価できない理由として、下記のようなものが考え
(1) られます。

①提案内容の詳細が不明な場合

技術提案（様式8-5～8-7）の但し書きで「数量、規格、製品名、期間、場所」等を詳細に記載するようお願いしています。これは、受注後、施工計画書作成の際に、提案内容を適切に反映させるためです。

また評価の際にはこれらの情報を元に、一定の効果があると認める提案は「工夫」として、更に内容が十分と認める場合には「優れた工夫」として評価します。一方、情報が不足している場合には、評価に到らないこともあります。

②提案内容が、評価内容に合っていない場合

技術提案が過度な負担とならないよう、提案範囲を制限しています。「〇〇に関する提案を除く」と記載がある場合には、それに関する提案は評価の対象となりません。

また「安全管理」では、求める区間を限定するため「〇〇の提案に限る」「〇〇に関する提案に限る」「〇〇及び前後××m区間に限る」など具体的な制限を行っています。「昼間施工時における」「夜間開放時における」等の時期に関する記載にもご注意下さい。

Q4-22 提案が、どうしても「特に優れた工夫（6点）」になりません。

A4-22 優れた工夫と評価できない理由として、下記のようなものが考え
(2) られます。

③同種効果に関する提案の場合

「安全管理」や「施工管理（騒音、粉じん、濁水）」では、同じような効果が期待できる工夫がありますが、これらの工夫を必要以上に組み合わせても、より良い工夫と評価するわけではありません。これについても、過度な負担とならないよう、基準を定めているためです。

Q4-23 去年と同じ提案内容では、評価されなくなりました。オーバースペックな提案をしないとイケないのですか。

A4-23 評価基準については、新たに評価したい内容を盛り込んだり、当初の見込みよりも効果が低いことが判明した提案や、提案を実施することで周辺環境等に悪影響を及ぼすことが判明すること等があるため、年に一度更新しています。

なお、提案が評価されなくなったことにより、年毎に評価が厳しくなっているように感じられると思いますが、オーバースペックな提案を求めているのではなく、その現場で有効な工夫を評価していますので、新たな観点での提案をお願いします。

Q4-24 国土交通省では、技術的ダンピング防止のためオーバースペックによる技術提案を認めていないところもあると聞いていますが、奈良県の場合はどうですか。

A4-24 現状では、オーバースペック防止に対する規定は設けていません。

ただし、現地状況等を勘案して、必要であれば発注者側で計上すべき内容（交通誘導員に関する提案、コンクリートの配合に関する提案等）を技術提案の対象外とするなど、技術提案を求める範囲を限定したり、複数提案を制限するなどの取り組みは行っています。

Q4-25 現在評価されている提案は費用がかかりすぎと感じます。以前評価されていた提案でも、評価基準が変わってしまうので、基準が変わる毎にオーバースペックの提案にしないと評価していないのではないですか。

A4-25 評価基準と提案内容にかかる金額は一切関係がありません。

費用をかければ評価されるようになるという事はありませんのでご了承ください。

Q4-26 技術評価点の評価結果を公表してもらえますか。

A4-26
(1)

評価した提案は『○』で、評価とならなかった提案は『-』で表し、開札後に各社一覧で開札録とともに公表しています。

(技術評価点内訳書公表例)

入札者氏名	評価項目				企業の 施工実績等	加算点計	技術評価点	備考
	技術提案に係る項目							
	工事事務物の 性能・機能の 向上に関する 項目①	工事事務物の 性能・機能の 向上に関する 項目②	工事事務物の 性能・機能の 向上に関する 項目③	工事事務物の 性能・機能の 向上に関する 項目④				
A社	○	○	○	○	6.06	24.06	124.06	
	4	6	4	4				
B社	○	○	○	○	7.70	29.70	129.70	○
	6	4	6	6				
C社	○	○	○	○	4.43	22.43	122.43	
	4	6	2	6				

辞退された場合においては、「技術提案書審査通知書」で入札参加が認められている場合に限り、開札録公表後（契約が成立し、PPIに掲載された後）に自社の点数について閲覧が可能です。

入札が中止になった場合においても、「技術提案書審査通知書」で入札参加が認められている場合に限り、自社の点数について閲覧が可能です。

Q4-26 技術評価点の評価結果を公表してもらえますか。

A4-26
(2)

閲覧を希望する場合は、必ず事前に技術管理課宛にその旨電話連絡したうえで、技術管理課へご来課ください。なお、閲覧は自社所属の方のみとし、他社所属の方の同席は認めません。

またその際、身分証明として、①写真付きで本人確認ができるもの、②自社所属が確認できるものがが必要です。

【例】 監理技術者資格者証（①＋②）
運転免許証等（①）＋社員証（②）